

平塚らいてうの母性主義フェミニズムと優生思想

——「性と生殖の国家管理」断種法要求はいつ加筆されたのか

岡 田 英己子

<要約>

1990年頃から「平塚らいてうは優生思想の持ち主」論が通説として流布している。その典拠とされるのが、平塚執筆の「避妊の可否を論ず」に記された断種法要求であるが、実は原稿は3種類あり、刊行時期も食い違う。では、フェミニズムの旗手である平塚は、いつ、どのようにして女性の「性と生殖の自己決定」から、「性と生殖の国家管理」断種法要求にまで暴走していくのか。平塚著作の検討を通して、新婦人協会の花柳病男子結婚制限法案の修正経緯を概観し、同時に民族衛生学会の永井潜やドイツ社会事業に精通する海野幸徳との比較から、「いか程の優生思想の持ち主なのか」を査定した。これは優生学歴史研究方法の再考であり、また第一波フェミニズムの最初の敗退の背景解明にも繋がるものである。

<キーワード>

平塚らいてう、新婦人協会、花柳病男子結婚制限法、国民優生法、断種(法)、民族衛生学会、永井潜、海野幸徳

序：「みんなが優生思想の持ち主」論は一億総懺悔？

序－1. 責任所在を曖昧にする優生学概念の拡大適用

「みんなが優生思想の持ち主」論が流行っている。

特に日本のフェミニズムの旗手である平塚は、母性主義フェミニズムという命名でもって⁽¹⁾、エレン・ケイ、ヘレーネ・シュテッカーのような著名なフェ

ミニズムの旗手とともに、あるいは三田谷啓、川田貞次郎、海野幸徳、賀川豊彦、市川源三という戦前障害者施設や社会事業・高等教育界を代表する人々と一緒にされて、批判の矢面にたたされている。

1980年代末から持続する「あの平塚が、実は優生思想の持ち主」論は、今や通説であるかのように第二波フェミニズムや、社会史関係者間で語り継がれている。この研究系譜では、母性保護や産児制限運動に携わった女性たちの著作は自説を追認する格好の宝庫になる。典拠とされる文献は復刻版もシリーズで近年刊行されているから、通常はものの数分で彼らが言うところの「優生学的言説なるもの」を見つけることもできる。

こうして確かに優生学歴史研究は、1990年代初頭から日本でもちょっとしたブームになっていく。そこでの論の立て方は、これもまたよく似ていて、「戦前日本の障害児教育・福祉の第一人者が障害差別の言辞を」「進歩的なある人も、左派のこの人も」「ナチ・ドイツだけでなく、アメリカもそうだし、あの北欧でさえも」という意外性がやけに強調され、そうした拡大解釈は問題の所在を曖昧にするのではと問うと、「現在を生きる私(我々)もまた優生思想の持ち主であるとの内省が大切」との、至極もつともな回答が返ってくる。

そうした意外性や「内なる優生思想」への気づきといった研究の初期段階は⁽²⁾、しかし過ぎ去ろうとしているのではないか。目前に迫るのは、21世紀の新優生学/リベラル優生学の台頭であり、「遺伝も、環境も」の論争である。「氏か、育ちか」「遺伝か、環境か」の二極化しがちであった過去の争点と、これとは位相が異なる。

というのは、一方では少子化の時代に障害胎児の中絶を、「倫理なんてものはないのかもしれない」とされ、挙げ句の果てに「優生学の何が悪いのか」の開き直りが容認される趨勢があり、しかも他方ではマイノリティ集団を審議会やワーキンググループに参加させながらも、日程通りに人口政策を進める福祉行政・官僚がいる。公文書からは人口政策的言説は一掃されているとはいえ、相も変わらず「優生の言語」は巷にあふれている。過去の「優生の言語」ではなく、別の洗練された言語体系の枠で、ほぼ同じ障害差別が語り継がれているのではないか。しかも、「性と生殖の自主管理のすすめ」の少子化綱領は、む

ろん「性と生殖の国家管理」に連結する。自主管理が洗練された語り口で強調されるぶん、妊婦は「お子さんは障害を持つかもしれない」と言われた時に、過剰なまでの自己責任を背負わされ、未来への「不安」にさいなまれる。

ここより1990年代に台頭した歴史研究動向に、どんな意味があるのかとの問いも出てくる。新優生学/リベラル優生学に対処せねばならないからこそ、「みんなが優生思想の持ち主」の自覚をもってとの反論が来そうだが、本当の問いはここから始まる。なぜならば「〇〇分野の著名な先駆者も優生思想の持ち主」式の著作には、そうした概念の拡大適用が共通認識になっているかのように叙述され、他方で少しだけ説明される概念規定の箇所では、「自分も内なる優生思想を持つ」式の、実にナイーヴな見解が披露され、おおむねそれで終わっているからである。

こうして優生学概念は、能力主義・競争原理と同じ土俵にまで誘導されていく。現代社会批判の道具へと優生思想/優生学が祭り上げられる時、危惧されるのは、それではますます「我が意を得たり」と、「優生学の何が悪いのか」との開き直り族が出てくるのではないか、という点である。

そもそも何のために優生学歴史研究をするのか。一億総懺悔の結論が戦争責任を曖昧にし、加害者に煙幕を張り、空虚な平和主義を助長した経験は過ぎ去った出来事なのだろうか。生命至上主義が論議の場で線引きを全否定し、結果的には思考停止を増幅し、「健康で、賢い子どもを産みたいのは当たり前ではないか」「前もって防げるのならば、障害や疾病はないにこしたことはない」の個々人の欲求の歯止めにはならずという現状がある。

この問題意識に基づき、「フェミニズムの旗手である平塚は優生思想の持ち主」論を題材にして、ともすれば思考停止や堂々巡りの議論を触発しかねない近年の趨勢を解きほぐしながら、歴史研究の原則に立ち戻る方法論的な検証をしていく。

序-2. 歴史研究方法の原則の確認と本稿の構成

1) 平塚らいてうの優生思想を過去と現在の言語体系から往還的に考える

平塚が仮に障害差別と優生思想の持ち主であったとしても⁽³⁾、彼女が妊娠時に抱え込んだ不安は傾聴に値する。未婚の母になる選択、経済的自立には達していない現実、元来の虚弱体質、パートナーは潔癖症で妊娠中の平塚を避けたがる、平塚の体調に理解がない等々。

むろん平塚は後年、「妊娠中の心理の推移を書いた一文ほど、校正のときその取捨に迷ったものはありません」(平塚[1933]31)とも語るのだが、欧米でシングルマザーが直面する自立と自己決定の危うい綱渡りゲームを、平塚は早々と大正期に体験する。彼女は果敢に家族を守る盾となって、一切の責任を引き受ける決意をする(ただし父親の奥村博史は子育てはとても協力的であった傍註筆者)。断種法要求ではないかとの誤解もされやすい「避妊の可否を論ず」初稿は、1917年、経済的苦境が予測される2回目の妊娠時に構想されている。この事実だけでも平塚の優生思想は、21世紀の女性が抱え込みやすい普遍的問題と繋がってくる。

確かに公共の言説空間から、粗野な「優生の言語」は一掃されてはいる。が、それで優生思想が消失する気配はさらさらない。より巧妙に、より能動的に、自己決定権なる「権利の言語」の装飾語を付けて、個々の自己責任に委ねる形が流布しているのが現実ではないか。

つまりここで言いたいことは、平塚を素材にして、障害差別の「優生の言語」を拾い出す行為それ自体に問題はないとしても、現下で承認されている「権利の言語」との対比でもって、リベラル派や左派とされてきた著名人を「優生思想の持ち主」に仕立てていく、はじめに結論ありきの歴史の審判をどう見るのか、なのである。とりわけ過去の障害差別を断罪する者の言葉づかいが流行の言説に過剰適応する余り、現下の福祉行政・官僚が駆使するマニュアル化された言語と近似する場面に出会うと、ふと考え込んでしまう。そこにマイノリティの権利性が生起できるコミュニケーションの契機は、探しにくい。

悲観的な事をここで言いたいのではない。しかし、20世紀においては優生学の争点とされた内容自体が、ナチ断種法支持派であれ、ナチ断種法批判派であ

れ、時代の政治性を強く反映していた。にもかかわらず、その政治性の検討はほとんど研究されていない。加えて、今日、機会の平等を保障する国々では、「正義」の倫理に攻撃されて、粗野な「優生の言語」は駆逐されている。だからあのアメリカでも、「遺伝も、環境も」を飛び越えて、遺伝性を強調するような社会科学の著作は刊行されるや、ゴッダードの『カリカック家』(1912)並みに扱われ、時に著者は社会的に葬られる。現下の言語体系に汲みする、「正義」の倫理がいつも「勝ち組」とされる。見方を変えれば、メディアや優生思想を告発する者の善意とは別に、ここでも過去は忘却され、結果的に障害当事者や家族の発したい疑問も、「不安」も、抹殺される。

形式的で機械的な「権利の言語」の言葉づかいが「優生の言語」の封印と対になり、歴史研究がここに動員されることで、障害理解や女性の「性と生殖の自己決定」への関心が高まる点を疑いはしないが、平塚の言葉を刈り取った後に広がる荒涼たる風景、すなわち過去の運動や実践の解体にのみ終始する研究動向は、望ましいとは言えないだろう。

以下で、平塚が「いか程の優生思想の持ち主なのか」、それが「女性の国民化」のために妥協を重ねすぎたフェミニズムの旗手の顛末なのかどうか検討していくが、本稿の構成は次のようになっている。

2) 構成と手順

I章からIV章の構成であり、まずI章で平塚批判の先行研究を取り上げ、緻密な資料分析の欠如と優生学概念規定の曖昧さという、歴史研究方法としては目だつ問題点を明らかにする。

II章とIII章では、平塚の優生思想関連著作を全網羅的に検討する手法で、「平塚は優生思想の持ち主」論の根拠とされてきた「避妊の可否を論ず」の通説を覆しながら、同時に平塚に代表されるいわゆる第一波フェミニズムの敗退の原因を探っていく。というのは、1919年に平塚と市川房枝が設立する新婦人協会(1922年解散)の花柳病男子結婚制限法制定の議会請願活動を、1934年以降の一連の民族優生保護法案や国民優生法制定への「議論の起点」とする見解が、1990年代に流布し、結果的に「フェミニズムに対するねじまがった憎悪」(加

藤[2004]221)にも繋がっていくからである。

まずⅡ章では1917年初出の「避妊の可否を論ず」原稿を子細に分析し、通説の誤りを指摘しながら、平塚が優生思想に傾斜しながらも、思考停止に近い状態になるまでを見る。

Ⅲ章では新婦人協会の花柳病男子結婚制限法と優生思想との関係を検討する。平塚が自宅を事務所に提供するほどの情熱でもって、同法制定に邁進する経緯や、そこでの運動戦略の評価は、紙幅の関係もあって詳細は省くが、議会請願活動の情報網・人的繋がりはⅢ章と巻末の資料Ⅱの年表と注(※註1~※註36)で言及し、同協会に対する平塚の自己評価の変遷は資料Ⅲに示す⁽⁴⁾。

最終章のⅣ章では、新優生学/リベラル優生学の趨勢の中で、平塚を起点に第二波フェミニズムにまで通底する自立する女性の「性と生殖の自己決定」の権利性の危うさと、「社会的なるもの」の制度化の限界状況を見ていく。

I 章 「優生の言語」分析のための歴史研究方法の再考 ——「優生思想の持ち主とは誰のことか」「査定基準は何か」

I-1. では、何が20世紀優生学の主たる批判対象になるのか

まずここで先行研究の特徴を概括しておく。1990年代に台頭する優生学歴史研究の特徴として、肝心の概念規定に立ち入らないままに、「優生思想の持ち主」と断定する叙述が多い点を、である。

戦前から高度経済成長期に入るまでの障害児教育・福祉や産児制限運動の著作類には、障害差別や優生思想/優生学の言葉づかいは相当数あるだけに、その書き手や語り手を「優生思想の持ち主」と断定する作業は、さほど難しくはない⁽⁵⁾。

同じ脈絡でいわゆる第一波フェミニズム批判の系譜が、平塚の優生思想を語る。これは鈴木([1989])が口火を切り、同じ説がほぼ孫引きに近い形で、今日まで繰り返されている(最近では吉川[2004])。この趨勢の中で、そこまでは言い切れないのではないかとの含みは、江原([1996]345)や市野川([1996]212)にはあるものの、第二波フェミニズムと社会史の系譜で「みんなが優生思想の持ち

主」論の先例に、平塚を持ち出す者は相も変わらず多い⁽⁶⁾。

ここで危惧されるのは、似通った批判があり、それが繰り返され、いつの間にか通説と思いきまれている、検証がほとんどされない点である。そしてこれが意図せざる結果として、新優生学/リベラル優生学に対峙できる論理も倫理も見失う事態を、招来しているのではないか。少なくとも筆者は、そう考える。

ここに20世紀優生学の歴史研究の目的と方法論とが、まずは問われることになる。

研究方法論の再考のために、事典類からの例を引き合いに出してみよう。市野川編『生命倫理とは何か』平凡社(2002)である。そこに所収された「優生学」項目(松原洋子)には、優生学が政治的多義性を持ちやすいとの適切で、簡潔な指摘がある。

「優生学という概念の定義には困難をとまなう。なぜならば、1980年代以降の優生学史研究の増大・・・によって、優生学という言葉がその語り手たちによって極めて多義的に用いられたこと、全体主義者や人種差別論者だけでなく自由主義者、社会主義者、平和主義者、人種平等論者にも優生学は支持されていた」(松原[2002]140)からである。

こうして優生学歴史研究は、今、揺れている。第一波フェミニズムや平和運動にも優生思想があったとし「現在では優生学という概念により幅広い性格を付与せざるを得なくなった」(松原[2002]140)とする拡大解釈に汲みするのか、狭義概念に該当する(と、とりあえず腑分けしておく 傍註筆者)ナチ断種法・遺伝性強調の系譜の解明こそが現下の「遺伝も、環境も」論議では要に来るのではないのか、という狭間での揺れである。

20世紀の歴史研究に関しては、筆者は後者の狭義概念の遺伝性強調の系譜の立場を重視する。「障害胎児の生存」をめぐる争点が、結局は「遺伝も、環境も」論議でも線引き問題に回収されてしまう傾向があるからこそ、優生学の概念規定の曖昧さという実態をふまえて、批判対象の腑分けをすること、何よりもナチ断種法批判を隠れ蓑にしてきた20世紀優生学の政治性の解明こそが、

不可欠の課題になると筆者は考える。

つまり「優生学はそれを論じた原典や理論によって一義的に定義を確定できるものではなく、極めて状況依存的かつ政治的な概念であり、その都度この言葉が使われる文脈を吟味する必要がある。『優生学』の何が批判されるべきなのか、・・・問いの建て直しが迫られている」(松原[2002]140)。

そうであればこそ、何を基準にして優生思想/優生学と見るのかの、ミニマムな共通認識が求められているのではないか。ここでの指摘を本稿に引きつけて言えば、そのまま「平塚は優生思想の持ち主」論式の概念規定の曖昧な研究方法論への反論になる。

この意図に基づき平塚の言説分析をするが、表題の副題「『性と生殖の国家管理』断種法要求はいつ加筆されたのか」で示すように、今回はいわゆる遺伝性強調の系譜である(はずの)否定的(消極的)優生学に限定し、「いか程の優生思想の持ち主なのか」の査定基準に十分になりうる断種法要求に、平塚がいつ入るのか。そこに焦点を絞る。

I - 2. 優生思想の持ち主とする査定基準は何か

1) 「平塚は優生思想の持ち主」論の先行研究批判から

「平塚は優生思想の持ち主」論がよく典拠に持ち出すのは、次の2点である。一つは平塚が執筆した「避妊の可否を論ず」での断種法要求であり、もう一つは1919年に平塚が創設する新婦人協会の花柳病男子結婚制限法案である。通例はこの2点を組み合わせて、平塚批判の論拠にされる。が、ここで注意を要するのは、「避妊の可否を論ず」の原稿が実は3種あり、平塚らいてう単著では4つある点である。初出原稿(1917年)には断種法要求はなく、加筆された最終稿にのみ記載されている(資料 I - 1に詳細な比較検討を提示 傍註筆者)。

これは1990年頃から多発する平塚批判に再考を迫るものではないか。ここより議会活動向けに修正を余儀なくされる花柳病男子結婚制限法案をどう評価するのか、法案とフェミニズムの関係をどう見るのか、という新たな疑問も出てくる(これは後述するが、とりあえず註4、8、11参照のこと 傍註筆者)。

1990年代に流布する「平塚は優生思想の持ち主」論を代表する先行研究を引

き合いに出してみよう。藤野([1998])と松原([1997ab, 1998])がその例になる。

藤野はかねてより「優生政策を『断種法』、具体的には『国民優生法』に限定せず、ファシズム期の医療・衛生政策、および人口政策全体のなかで検討していく」立場を鮮明にしているが、彼は「もちろん、『断種法』は優生政策に重要な位置を占める」とも述べてもいる。むろん同じ著書のすぐ後で、「そのみが優生政策ではない」とするものの、断種法が戦前の歴史研究の中心概念になる点はおおむね認めている(藤野[1998]47)。とすれば、平塚が断種法を述べた時期の典拠には、これが第一波フェミニズムの評価にも関わる事項であるだけに、注意を要するのではないか。

同じく松原もまた断種法を重視し、「日本の優生法の系譜」を、「非ナチス断種法系」と「ナチス断種法系」に分け、「非ナチス断種法系」は平塚の新婦人協会による法案提出、すなわち「花柳病男子結婚制限法から民族優生保護法案第1案に至る系譜」だとするが(松原[1997a]47, [1997b]13)、「優生法の系譜」の概念を「結婚制限」にまで拡張したい立場ならばともかく、「二つの民族優生保護法案」の関係を論じるのが松原論文の趣旨であるならば、起点に花柳病男子結婚制限法を出すのは避けるべきではないか。また「結婚制限」を優生法と見なす立場ならば、肯定的(積極的)優生学の概念規定がどこかで必要になる。そこまで手を広げられないのであれば、今はまず「その都度この言葉が使われる文脈を吟味」することが、先決ではないか。

2) 現下の言語体系にのみ依拠する資料解釈への懐疑から分析視点を設定する

つまり平塚批判の先行研究に対する筆者の問いかけはシンプルである。「優生思想の持ち主とは誰のことを言い、その査定基準は何か」である。

日本フェミニズムの旗手として、「性と生殖の自己決定」の代表格として、海外でも高い評価を受けていた平塚が、いつ、どのようにして、「性と生殖の国家管理」断種法要求へと暴走していくのか。資料Ⅰ～資料Ⅲに照らして、以下の章で検証していくが、具体的な分析視点は次の3つである。

①平塚は、いつ、どのように「性と生殖の自己決定」から、「性と生殖の自己

管理のすすめ」に入り、さらに「性と生殖の国家管理」断種法要求にまで至るのか。

- ②そもそも、なぜ否定的(消極的)優生学のあるレベル以上の「優生の言語」を語らずに、後述するような長期の沈黙に入り、しかし結局は断種法要求を加筆してしまうのか。
- ③こうした「優生の言語」の発言中断と再開は平塚に固有の態度であったのか。また平塚が母子保護で用いる「権利の言語」との組み合わせも、平塚固有のものなのか⁽⁷⁾。

言説分析の時期区分は、小熊による「第一の戦後」の言語体系と、「第二の戦後」の言語体系の識別に従う(小熊[2002]11-13)。

資料解釈上では、言説が歴史的社会的に構築され、「同じ言葉でも、その響きが異なってい」て、「そうした問題に無自覚であれば、同じ文章を読んでも、当時の『響き』とはまったく異なる解釈を下してしまう危険性がある」(小熊[2002]16)点について、自覚的でありたいと考える。同時に「第三の戦後」への移行期である1990年代から(小熊[2002]825)、すなわち粗野な「優生の言語」が禁句になっていく「第二の戦後」の終盤から1990年頃に始まる「第三の戦後」の時期に、ようやく日本でも優生学歴史研究が継続的に刊行される点と、それが平塚批判にも少なからぬ影響を及ぼす点にも、留意していきたい。

というのは、これは「誰が優生思想の持ち主か」解釈の恣意性に深く関わり、平塚批判の先行研究が、「優生学概念規定をどの程度に明確にし、何を意図的に曖昧なままにしているか」を、読みとる準拠枠になるからである。賞味期限の切れた言葉づかいを、現下の言語体系の高見から批判する行為はいとも容易いが、その行為自体が歴史研究方法論としては負の成果でしかない。

本稿で用いる言語体系・言葉づかいの概念も、原則として小熊に依拠し(小熊[2002])、小熊のいう「政治や経済の状況が変動しても、それが社会構成員の生活状況を変え、やがてその言葉づかいが変動してゆくのは、やや遅れる・・・人びとは、社会や経済の状況が変動しても、過去の社会を支配していた言語体系から容易には脱出できない・・・多くの戦後思想は戦中思想の言語

体系をひきずりながら形成されていた」との視点から(小熊[2002]19)、「優生の言語」が増殖していく経緯を追う。

以下、「状況依存的かつ政治的な概念」を、「その都度この言葉が使われる文脈を吟味する」言説分析の手法を駆使して、日本フェミニズムの旗手と自他共に認める平塚が、何をもって「優生思想の持ち主」と見なされ、「いか程の優生思想の持ち主なのか」、その内実を巻末の資料Ⅰ～資料Ⅲと比較照合しながら、検証に入っていこう。

Ⅱ章 「避妊の可否を論ず」に、いつ、どのようにして断種法要求を加筆するのか

Ⅱ－1. 断種法要求の加筆の時期を資料Ⅰから探る

1) 1917年説の誤り——平塚著作集編纂の過程で見落とされた箇所

Ⅰ章－2でも指摘しているように、従来の平塚研究では平塚の優生思想を指摘する時に、『平塚らいてう著作集』（以下、原則として『著作集』と略記、全7巻・補巻1巻、大月書店1983～1984年）の第2巻所収の「避妊の可否を論ず」の最後の2行、著作集の340頁の「なお優生学的立場から、法律によってある種の個人に対し結婚を禁止したり、断種法の施行を命じたりすることは我国でも今すぐにも望ましいことです」が、おおむね引用されてきた。

そうした理解の一例を挙げてみよう。

『平塚らいてう著作集』第2巻「解説」で、著作集編纂のまさに中心人物であった小林登美枝は語る。

「『避妊の可否を論ず』の稿中にも、進化論にもとづくらいてうの優生思想が色濃く反映されている点については、今後なおその掘ってきたところについて、研究する余地があると思われる。本稿の結びで言われているような、「優生学的立場から、法律によってある種の個人に対して結婚を禁止したり、断種法の施行を命じたりする事は我国でも今すぐにも望ましいことです」といった点については、人権思想の確立した今日の観点から、批判の必要があるだろ

う」と(著作集[1983]2巻 422)。

しかし、「避妊の可否を論ず」の初出である1917年刊の『日本評論』9月号には、この「断種法の施行」を「今すぐにも望ましい」とする箇所は存在していない。しかも、資料I-1で述べるように、平塚が「断種法」を論ずるのは、管見の限りでは1939年2月であり、それも「断種法のごときは、・・・決して好ましいものではありません」という懐疑的なものである。つまり『平塚らいてう著作集』を根拠にして、1917年段階で、平塚が「断種法の施行」を「今すぐにも望ましい」としたとの見解に対しては、根本的な見直しが迫られることになる。そもそも資料I-2のように、断種・断種法の言葉づかいは、民族衛生学会ですら、1930年代前半は統一されていないのである。

加えて1990年代の平塚批判が、おおむね先述の小林の著作集解説を手がかりにし、しかも第二波フェミニズムによるいわゆる第一波との差異化、ないしは第一波フェミニズム批判の正当化のために平塚の優生思想を持ち出すだけに、断種法要求をしたとするこの1917年説の見直しは、「19世紀末～1960年頃までのフェミニズムの功罪とは何なのか」の再考にまで及ぶ重要事項になる。

そこで断種法施行を望ましいとする加筆・修正が、いつ行われたのかを検討する。ここでは時代背景に注目し、同時に平塚の著作や座談会での発言を洗い出しながら、時期を推定する。これによって平塚の優生思想を取り沙汰する際の査定基準になるはずの、「性と生殖の国家管理」断種法要求にまで暴走する経緯も明らかにされよう。

2) では「断種法施行を・・・今すぐにも望ましい」との加筆はいつ行われたのか——三つの可能性

「断種法の施行を命じたりする事は・・・今すぐにも望ましい」とする加筆は、いつ行われたのか。以下、資料Iに即して検証していく。

先に見たように、断種法の言葉づかいの定着は遅く、かつ1939年時点では未だ断種法には問題が多いと、平塚自身は述べている。では、いつ、どのような背景で「性と生殖の国家管理」断種法要求を理に適ったことと平塚は思うに至るのか。また旧稿に加筆する時期は、いつなのか。これまでの調査では、三

つの可能性が浮上している。

(1) まず最初の加筆の可能性は、既述のように「施行が待たれる」とした国民優生法制定から施行までの時期である。この時期の可能性がやはり高い(この詳細は資料Ⅰ-1を参照されたい 傍註筆者)。しかし、平塚の直観が権力に完璧に絡め取られる事態を避け、太平洋戦争開始からほどなくして、1942年3月に疎開してしまう経緯から見れば、断種法構想を是とし、加筆を行うのはもう少し後の時期とも考えられる。

(2) そこで二つ目の加筆の可能性として浮上するのが、1949年である。前年の1948年に成立・施行された優生保護法の中絶要件を緩和するべきだとの論議が巻き起こる時期である。

1949年4月、平塚は「民族の未来のために」で、「もっとも良質優秀な子供だけを少く生むことを考えるべき」であり、「社会人として生存するに不適当な、悪質劣等な、非能率的な流れを、その水源においてせきとめ」「女性のひとりびとりが、その恋愛と結婚において、そういう子供を残さないことをまず決意すること」と訴える(これは資料Ⅱ-2 ※註36も参照 傍註筆者)。

「以前の言語体系が適合しない社会状況になってしまったとき、戦後知識人たちは戦中思想の読みかえや、アメリカから与えられた憲法の領有によって、戦後の言葉を創り上げてきた」(小熊[2002]825)。平塚もまた「民族のために」を、「平和」に連結させ、しかも「優生の言語」も盛り込んだ原稿を刊行する。

この「民族の未来のために」の掲載は、優生保護法改正で経済条項が加わる2ヵ月前のことであった。戦中から戦後の執筆環境から見て、平塚が断種法という言葉はこの間の優生保護法改正論議で混同して使用した可能性は、十分にありうる。平塚も含めて1949年、人々は断種法という言葉づかいにも、障害差別の「優生の言語」にもさほどの違和感を覚えなない。敗戦国日本は未曾有のベビーブームの最中にあり、過剰人口問題が生活困難と一緒にあって、人々に意識され、家族計画が不可欠の政策課題となりつつある時期でもあった。優生保護法改正論議で断種や断種法という言葉づかいが、慣れ親しんだ既存の言葉での

読み替えとして一般に用いられ、「民族の未来」と「平和と文化の理想」の連結と同様に、平塚原稿の粗野な「優生の言語」と女性の「性と生殖の自己決定」の連結も、十分な了解を読者にしてもらえたのである。

(3) そして三つ目は、自伝ないしは著作の刊行のためにと、手元に書きためた原稿を小林に託す前に、1940年ないしは1949年の経験をふまえて加筆する可能性である。とすれば、加筆に至るのは、最初の自伝『わたくしの歩いた道』刊行後、すなわち1955年以降と見るのが自然だろう。その時期は、「もはや戦後ではない」1950年代半ばから、「日常生活における戦後性」が意識化される1960年頃ではないか。これは優生保護法の経済条項導入によって「中絶の大衆化」が定着、出生数が激減し、「豊かな生活」の謳歌が政策理念に登場する時期でもあった(中川[2004])。この時期に、「かねてよりの自説通りだ、我が意を得たり」と平塚は、1940年頃の「断種法」の記憶で、1919年草稿に手を入れたとの見方も捨てきれない。というのは、戦後も引き続き平塚の執筆環境はいいとは言えず、しかも自発的にテーマを定めて書くスタイルではないからである。メディアや特定女性運動団体の求めに応じるコメント程度の原稿しか書いていない。

「論文集の稿のことを口にするようになった」平塚に(小林[1977] 198-199)、もっと本格的な自伝をとの話が持ち込まれ、手元に個人的資料を余り置かなかった平塚はそれではと準備に入っていく。それは新婦人協会の盟友である市川房枝が、清潔な選挙を旗印に政治家としての地位を固めていく時期と符合する。

皮肉にも、第一波とされるリーダー格の女性たちの歴史的評価が最高潮に達するのは、欧米で第二波フェミニズムが台頭する1960年代後半から1970年代初頭であった。「遅れてきた国民国家」の「女性の国民化」の宿命性は、平塚や市川をしても賞賛しか耳に入らなくさせてしまう。旧原稿の焼き直しの癖が助長され、是正が第三者にはできにくい状況は、ましてや戦争責任の指摘など出すこともできない状況は、ある意味ではこの頃に恒常化したといえよう。

3) 「なぜ断種法要求を加筆している、批判されても致し方のない」最終稿を残すのか

「避妊の可否を論ず」(1917年『日本評論』第2巻9号初出)の執筆構想は、第2子のみごもった時である。体調は悪かった。第1子の妊娠中も「こんな貧乏なかで子どもが育つものだろうか。子どもを育てながら、自分たちの仕事が、勉強がつづけられるのだろうか」と悩み、「心ならずも、母となる日を迎える」(平塚[1971]557)。第2子妊娠中も経済的不安が脳裏を横切る日々であった。それだからなのか。後に「妊娠中の心理の推移を書いた一文ほど、校正のときその取捨に迷ったものはありません」とも語っている(平塚[1933]31)。彼女もまた人の子である。メディアによって塩原事件のスキャンダルに曝された折りには、「先生、私は発狂しました」とのメモを書き残してもいる(小林[1977]212)。

追い詰められた時に見せる若き日の平塚の弱さと、論理的思考力の訓練不足が平塚にはあったとしても、国民優生法制定後に、ないしは優生保護法制定前後の記憶に基づいて、なぜやすやすと「性と生殖の国家管理」断種法要求を、加筆したのであろうか。

ここでさらに争点になってくるのが、なぜこの断種法加筆の最終稿には手をいれなかったのか、である。日本共産党ハウスキーパー批判発言はすぐに撤回し、国体関連発言にも元原稿が判読しがたいほどの修正を施し、これらが後の著作集用原稿になるのであるが、平塚はどうして断種法加筆の最終稿を修正しなかったのか。する必要がないと判断したのだろうか。

この点に関して付言すれば、戦後になって平塚と接触し、平塚自伝や平塚著作集編纂に携わる世代の、フェミニズムや民主化運動論も相当に影響したのではないか。彼女らが編纂作業の過程で平塚のやや過剰な優生思想に気づきながらも、批判に踏み出せなかった理由としては、次の三点が考えられる。

- ① 1960年代に定着する児童福祉・母子福祉が社会事業近代化言説の「権利の言語」の影響を強く受けていた点
- ② 編纂者が「第一の戦後」から「第二の戦後」の過渡期に生き、母性+フェミニズム+民主化運動論の、時代に固有の言語体系の中で女性史を学ん

でいる点

- ③ しかも日本フェミニズムの旗手と見たてて平塚に直に接するか、アイデンティティを重ね合わせる姿勢で接し、戦後の平和運動・母親運動の象徴にされた平塚の擁護者であり続けた点、ではないか。

さらに②と③について説明を加えておくと、「平塚らいてう」は1960年代半ばまでさほど研究関心を持たれるテーマではなかった。平塚が資料を手元に残すタイプではなく、公刊された史資料もない状況にあった。1960年代後半に展開される井上清のいわゆる階級史観を脱する「女性史論争」も、歴史学界に受けとめられたとは言い難い。これは、同時期のドイツの第一波フェミニズム研究に関する史資料の蓄積度や研究動向と比べても、かなり遅れている。それだからこそか。平塚の優生思想を取り沙汰する前に、著作集編纂者の世代でまず最初に取り組むべき課題として、第一波フェミニズムの遺産の継承が意識されすぎたのではないか。

ここより争点の核心は、女性による「性と生殖の自己決定」を意図して花柳病男子結婚制限法要求をし続け、断種法には1939年のギリギリの時点でも距離を置いていた平塚が、なぜ断種法要求を加筆している、批判されても致し方のない最終稿を残したのか、という点にやはり立ち戻っていくことになる。平塚は無頓着だったのか、それとも何か意図があったのか。

誤解のないように言っておくと、本稿は「平塚はやはり徹頭徹尾、優生思想の持ち主」論に汲みするためのものではない。また逆に、そうだからといって平塚擁護を目的に「ためにする」ものとして書いているわけでもない。第二波フェミニズムによる1990年頃の激しい平塚批判に対して、それは戦前日本のフェミニズムの限界と権力関係を考慮していないとする類の回答や、「女性性」概念を持ちだしての反論は、一部は確かに正しいだろう。しかし、現段階で求められる第一波/第二波フェミニズム史研究の方法論から見れば、その種の回答自体が歴史の検証を受けるべき、そういう段階に来ている。

というのはここにこそ、自立に向かう女性が、自立できる力がある故に、自己責任として背負い込む「性と生殖の自己管理」の限界が、「権利としての自

己決定」の選択幅の狭さが、見えてくるからである。紙幅の関係で「避妊の可否を論ず」初稿執筆時の平塚の個人資料は提示できなかった。が、女性(妊婦)による「性と生殖の自己決定」を掲げるフェミニズム旗手が、真っ先にぶつかるのが「権利の言語」に内包されるジレンマであったのではないか。筆者はそう考えている。

II-2. 優生学概念の線引きを語る「不安」と思考停止——強き女性である平塚にしてなお

平塚の新婦人協会時代の法案の趣旨は、女性による「性と生殖の自己決定」にあり、資料II-1年表でも明らかなように、1921年を境に登場する花柳病予防法制定の動きとは対立する位置にいた。平塚にとって、男性の手による「性と生殖の国家管理」は断固として拒絶すべきものであった。

新婦人協会設立の平塚の動機も、実にはっきりしている。女性による「性と生殖の自己決定」を通して、男性に好都合な性道德のダブルスタンダードの是正を目ざしたのである。「元始、女性は太陽であった」が日本フェミニズムの第一のマニフェストだとすれば、新婦人協会はまさに「新」の命名通りに、第二のマニフェストを掲げる「女性の、女性による、女性のための」社会運動であった。女性の覚醒を待つ内向きの青鞥とは差異化され、「社会的不平等」の克服に挑み、「社会的なるもの」の制度化に踏み出すとの決意表明の中軸に、女性による「性と生殖の自己決定」への一里塚として、花柳病男子結婚制限法制定の議会活動が置かれたのであった。

そして1922年新婦人協会解散後も平塚は、否定的(消極的)優生学の法制化には懐疑的姿勢を貫き、資料I-1の検証で明らかなように1939年まで距離をおく。つまり平塚はある線以上の「優生の言語」に踏み出そうとはせず、語ることを止めてしまうのである。どうしたことなのか、一体これは。しかも語ることに「不安」さえ感じている。これをどう見るのか。

母となった平塚は、女性による「性と生殖の自己決定」要求を花柳病男子結婚制限法に集約・代弁させながら、同時に妊婦であった時の胎児への屈折した

感情も忘れてはいない。自由であるはずの己のその身体に、別の身体が宿る現象。虚弱な身体の持ち主である平塚が、女性の自立の難しさを感じたおそらく初めて経験。ここに平塚著作に散見される、否定的(消極的)優生学への親和性と拒絶との、非論理的で、しかも錯綜した感情の起点がある。

初出原稿『日本評論』1917年9月の「避妊の可否を論ず」には、「併しこれに就いてはもっと詳しい説明を加へなければ、私の言はうとするところを読者の心に徹せしめることは出来ないやうにも思はれて、多少の不安を感じないでもありませんが、いづれまた何かの場合何処かで補うことにいたします」(平塚[1917]98)とある。

2年後の1919年12月発刊『婦人と子供の権利』(天佑社)に所収される「避妊の可否を論ず」でも、「併しこれに就いてはもっと詳しい説明を加へなければ、私の言はうとするところを読者の心に徹せしめることは出来ないやうにも思はれて、多少の不安を感じないでもありませんが」と同じ文面が繰り返され、その後「又健康な心身の所有者であり乍ら、只経済的事情のために禁欲的生活を余儀なく送る男女に対しては、全く別の立場から——悉く言へば道徳的ではなく社会的な立場から別に論ずるべきことをもってゐますけれど、是等はいづれまた何かの場合何処かで補ふことにいたします」と記す(平塚[1919]27)。

これをどう見るのか。日本フェミニズムの旗手、時代の道徳に抗い、入籍はせず、経済面でもパートナーの男性に頼らず、子どもを自己責任で産む決意をする女性。「性と生殖の自己決定」のモデルであるはずの平塚をして、何を躊躇したのか。発言にふみきることに「不安を感じ」ていたも、とある。これが率直な思いであったようだ。それはよく伝わってくる。とすれば、何が「不安」だったのか。

「言はうとするところを読者の心に徹せしめることは出来ないやうにも思はれ」たからなのか。読者にうまく伝達できないのが「不安」だと、文脈上は読める。が、伝達内容自体に「不安」を感じたからとも読める。おそらくは双方の見解が錯綜していたのだろう。類としての直感が平塚の脳裏にあり、これ以上の発言は危険ではないかという「不安」がよぎったのではないか。

高群の女性原理に傾倒する平塚の思想を、「女性性」概念で括り、そこが他

の優生論者とは違うとする解釈が、平塚擁護派では半ば定説化している(折井/篠宮/清水/永原他[2003]14)。今後は平塚批判への対抗軸にされやすい「女性性」概念を、何よりもそうしたフェミニズム史研究方法そのものを、注意深く、相対化して検討すべきなのだが、とりあえず優生思想との関連だけを指摘しておくならば、出所は「母なる大地」「命を紡ぐ性」という漠然とした生命論と、「女性性」イメージとの連結にある。それが生命・生存のための類的倫理性と抵触する危険を、当の平塚自身がいち早く直観するのではないか。これを「不安」と感じたが故に、「優生の言語」を控え、しかし「いつの日か」語ると、「避妊の可否を論ず」の結びに記し、以後、線引きを語ることを避け、長い沈黙に平塚は入るのではないか。

平塚が「避妊の可否を論ず」執筆で見せた躊躇は、最終章でも取り上げるが、21世紀新優生学/リベラル優生学がおり立てる「不安」に対して、私たちが思考停止に陥る姿と重なる。キルケゴールが発した「不安」にまで通底する、自立・自己決定の人生を貫く、強者の論理の持ち主にして、なおさいなまれる「不安」。エスカレートする優生学的言説の温床はここにある。

そしてここから視点を現在に移せば、平塚の優生思想の新たな解釈が浮上する。平塚は十分に日本フェミニズムの旗手たる役割は果たし、今日もなお女性の「性と生殖の自己決定」のモデルになりうるのだと予見される。新優生学/リベラル優生学への危ういまでの親和性と⁽⁸⁾、それへの「不安」を内面に共存させる、現代女性のモデルとして、なのである。

Ⅲ章 フェミニズムの旗手は「いか程の優生思想の持ち主なのか」——花柳病男子結婚制限法は「性と生殖の国家管理」に対峙するものであったのになぜ

前章および資料 I では平塚が断種法施行要求を、いつ、どのように構想し、さらに加筆に至るかを子細に見てきた。ここより出てくる疑問は、すなわち「権利としての自己決定」を求め、私生活では見事にそれを貫く平塚が、なぜ「性と生殖の自己管理のすすめ」の域を飛び越し、国家管理の最たるものであ

る断種法要求にまで暴走するのか、であろう。そこには女性の自立・自己決定のジレンマが、「個人本位」の優生学が深く関わっているのではないか。また平塚が素朴な形ではあれ希求する「社会的なるもの」の制度化の欠如・遅滞も絡んでいるのではないか。

Ⅲ章では平塚を主軸にする年表に即して、「平塚の優生思想」の内実を検証していく。紙幅の関係で、ここでは資料Ⅱ-1年表と、資料Ⅱ-2の※註1～※註36を補足する程度の説明に限らざるをえない。やや事実羅列な叙述になる点をことわっておく。

Ⅲ-1. 新婦人協会で「性と生殖の自己決定」を掲げた平塚が断種法要求に入るまで——「性と生殖の国家管理」断種法施行要求に至る情報網・人的繋がりを資料Ⅱで探る

1) 資料Ⅱの年表の構成・意図

資料Ⅰの課題を引き継いで、資料Ⅱも「避妊の可否を論ず」に平塚が断種法要求の加筆を思いつくに至る時期推定を補完するために作成した。

(1) ただし資料Ⅱでは、平塚が断種法要求へと傾斜する時代背景を明らかにすると同時に、「いかに程の優生思想の持ち主なのか」の査定基準を示すことに主眼を置くので、断種法法制定に尽力したと誰もが認める荒川五郎・八木逸郎・永井潜の3名の独立項目を設定、平塚の花柳病男子結婚制限法案から断種法施行要求に至るまでの、関連情報と人脈が反発しながらも交叉しあい、双方向的に影響を及ぼしていく経緯を一覧表で提示している。

(2) 左右の区分は、「断種関連」と「結婚制限関連」情報に分けている。とりあえず年表では、左右頁で分割した「断種関連」と「結婚制限関連」は、前者を否定的(消極的)優生学、後者を肯定的(積極的)優生学に近似したものとして位置づける。

とはいえ、単なる「結婚制限関連」情報の紹介の域を越える「結婚制限関

連」施策と優生政策との同一視は、実は19世紀後半から20世紀初頭の欧米先進国の衛生行政や社会事業成立の意味をどう捉えるのか、引いてはフェミニズムや障害児教育・福祉の到達地平をどう評価するかにまで関わる判断の難しい事項になるために、早急に結論を出せないものである。

(3) 平塚の論理的思考力のレベルと、中高年の平塚の執筆環境を考慮すれば、「なお優学的立場から、法律によってある種の個人に対し結婚を禁止したり、断種法の施行を命じたりする事は我国でもすぐにでも望ましいことです」(平塚[1977]68、著作集[1983]2巻 340)の真意が何であったのかを読み取ることは、難しい。が、資料I-1の「避妊の可否を論ず」の(A)(B)(C)(D)を時代順に見ていけば、「結婚制限関連」と断種法要求とは、平塚において線引きされているとの解釈は、妥当であろう。これが、平塚批判派でも、擁護派でもない、筆者の現在の判断である。

(4) なお平塚はもとより、断種法制定論者の頂に立つあの永井でさえも、否定的(消極的)優生学よりも、いわゆる肯定的(積極的)優生学と概念規定される発言回数の方がはるかに多い。大正中期から占領期までの産児制限運動や性科学・性教育との関連で彼らが紹介した欧米の「結婚制限関連」情報が、第一波フェミニズムと医学教育界に及ぼした影響力はやはり際だつ。特に永井は戦後も、性科学・性教育の欧米最新情報の紹介には熱心であった。しかし、それは年表では必要最小限の記載に留めた。

2) 年表の時期区分

時期区分は、以下の5期である。詳細はここでは省く。

- ①1903/04年頃に大澤の生理学講義を聴いた若き日の平塚と永井。彼らは、「結婚制限関連」の最新の外国事例を概要レベルであっても大澤を介して知っていたと考えられる。
- ②1920/21年の新婦人協会の請願提出において荒川の賛同を得る時期
- ③断種法制定気運が高まる1930年代前半の荒川と永井の法案提出に関する齟齬や協議が見られる時期

④1940/41年頃の国民優生法施行の時期の平塚と永井の活動

⑤1948/49年の優生保護法成立と改正の時期の平塚と永井の活動

3) 新婦人協会の「性と生殖の自己決定」構想の登場とその敗退——年表の時期区分の①～④まで

そもそもフェミニズムの旗手として、女性の「性と生殖の自己決定権」を提唱していたはずの平塚が、いつ、どのようにして、「性と生殖の国家管理」断種法要求に転じていくのか。

これを明らかにするために、まずは断種法制定推進の中心人物である永井潜、平塚と永井の周辺で議会運動をともにした荒川五郎、そして荒川と永井の接点にいる八木逸郎、そして平塚の四人を比較してみた。平塚の否定的(消極的)優生学の言説を、「断種関連」と「結婚制限関連」とに分け、平塚が沈黙する時期と、発言を再開する1930年代末との、言語体系の変化が把握できよう年表を作成した。

さて、年表前半のメインになるのは当然のことながら、新婦人協会関係の「結婚制限関連」についてである。1921年を境に平塚の動きが止み、同時に全く別の系譜である永井の動きが出てくる。これは「断種関連」と「結婚制限関連」の交叉という意味でも注目すべき点であろう。

第42、第43議会提出の「花柳病男子の結婚制限に関する請願」で、「花柳病に罹れる男子は結婚することを得ず」という条文で始まり、結婚制限を花柳病男子に限定した。これは当時の性道德のダブルスタンダードの是正が主目的であり、女性のイニシアティブによる「性と生殖の自己決定」が、花柳病男子結婚制限法制定運動の本来の趣旨であった。しかし、第44議会では「花柳病者に対する結婚制限並に離婚請求に関する請願」に修正を余儀なくされる。理由は先の誓願が結婚禁止を花柳病のみ、男子のみに限ったことから、議会内外で非難を招き、やむなく「花柳病者」として、「男子」を削除するに至るからである。ただし、修正内容は標題ほどに大きな変化はなく、「女子は其相手方たる男子より伝染性花柳病患者にあらざる旨の有資格医師の診断書の提示を請求

せられたる場合はこれを拒むことを得ず」が新たに加えられ、女性は求められた場合は診断書提示とだけあり、男性への禁止条項がなお法案の主眼になっていた。

しかしながら、資料Ⅱ-2 ※註31で高らかに謳われた請願運動の本来の趣旨に照らせば、男子に限定されないとの戦略変更は、平等と自由を求めたフェミニズムが批判の拠り所を自ら曖昧にしてしまい、「性と生殖の自己決定」の意義を大きく損なう結果になった。

かくして平塚は1921年の第44議会への請願が不採択に終わった後は、法制定運動に熱意を失ってしまうのである。これと入れ替わるかのように、同年6月には民族衛生の組織的活動が開始される。この1921年を起点と見立てて、後に永井/永井門下生の著作では、いわゆる「民族衛生元年」に近い格付けが記されるようになる。

確かに資料Ⅰ-2の※註8-1および※註8-2でも明らかなように、1921年6月内務省の保健衛生調査会総会で、永井らが提出した「民族衛生に関する建議」が全会一致で可決されている。この建議は「民族衛生に関する調査の必要」を説き、「現下の趨勢は之が解決を希望するは切なり」「当局は速に本問題の調査に関し適當の処置を講」ずる事を望むというものであり、「民族衛生」が正式に公で論議された年であったとすることはできる。大原社会問題研究所編『日本社会衛生年鑑』（大正11年版 1922.12刊）でも、「大正11年版」に初めて民族衛生の項目が「第一章 民族衛生」として独立の章になっている。

この永井の動きが一段と活発になるのは、資料Ⅱ-2の※註11にあるように、1930年の民族衛生学会設立を契機にする。

他方、この永井の本格的な断種法制定に向けた精力的な啓蒙活動に対して、1934年第65議会の時点で、平塚はメディアに対して次のようにコメントする。「何を望むかと問われても、まず気づいたことは、いつの間にか議会というものに何の期待ももたなくなっていた」という、そういう醒めた平塚の反応であった。ここにも、新婦人協会の花柳病男子結婚制限法と、優生法案との腑分けが必要なことがわかる。

さて久しく沈黙していた平塚ではあるが、否定的(消極的)優生学について口

を開くのは、1939年からであろう。第74議会に提出された民族優生保護法案の審議を機に、メディアから意見を求められる機会も増えたのか、集中的に断種法についての発言を繰り返している。ただし、1939年時点では断種法要求には距離を置き、懐疑的でもある。

以上、今後の言説分析の歴史研究方法のモデル提示も念頭に置きながら、平塚が断種法要求に至るまでの、いわば前段階となる時期の情報網・人的繋がりを探ってきた。

4) 戦後の動き——年表の時期区分の⑤

戦後については言及はしないので、資料Ⅱの年表記載を参照されたい。

ここでの結論だけを簡単に記しておく、永井も平塚も、敗戦直後に国体関連発言は封印をする。が、1948年に永井は『民族の運命』の表題の本で「平和と文化に輝く国家再建の長計を樹立するためには」「民族衛生がその根基」と述べ、翌1949年に平塚もまた『女性改造』誌で「民族の未来のために」を公表。両者はほぼ同じ言葉づかいで「優生の言語」と「平和」「文化」とを繋げて、それを堂々と披露する。

戦後の平塚原稿にも加筆や修正癖はむろん出てくる。執筆動機も戦前の救護法・母子保護法へのコメントの類と同様であり、日本国憲法・児童福祉法制定前後にメディアの求めに応じた回答ないしは座談会発言の原稿の域を出ていない。過去の名声はあっても、晩年の平塚は健康にも執筆環境にもさほど恵まれず、教師格やブレインも見当たらない。「避妊の可否を論ず」最終稿が旧態依然とした断種法という言葉づかいで残されてしまう理由は、おそらくここにあると推察される。

Ⅲ-2. 平塚の優生思想が「社会的なるもの」の制度化と織りなす相互交渉/コミュニケーション——資料Ⅲ「平塚自身による新婦人協会の位置づけの変化」から

ここでは資料Ⅲをたたき台にして、1910年代後半～1949年までの活動・著作から、「優生の言語」が話し手の主観性に先立って、語り手と聞き手のイエ

スやノーの相互交渉/コミュニケーションによって構築され、さらに1960年頃には「権利の言語」の置き換えに移る一端を紹介する。

1) エスカレートする「優生の言語」に動員される女性たち——神話化される 新婦人協会

まず先の資料Ⅱの年表と※註に即して、整理をすると次のようになる。

「結婚制限関連」言説と、「断種関連」言説が、幾重にも交叉しながら相互交渉/コミュニケーションによって、相互に浸透していく様子は、おおむね以下のように説明できる。

資料Ⅱ-2の※註30にあるように、日本女子大学校の大澤の生理学の講義で、平塚は初めて「結婚制限関連」の最新の欧米情報を知ったと考えてよい。以来、新婦人協会設立に至るまでの外国情報に彼女は不足しない。青鞥の「新しい女」をサポートしてくれる教師役の男性も身近にいた。

しかし、中高年の平塚は違う。平塚の論争相手とされた他の文筆業の女性と比べても、執筆環境の落差は大きい。

やがて1938年1月厚生省設立によって、社会事業ではない、厚生事業・人的資源論が正統性を確立する。しかも、そこに動員される女性たちの主体的な「女性の国民化」運動は、支配層・保守主義者の女性団体のものだけではなかった。新婦人協会元会員たちの出番もむろん用意されていた。

戦時色が深まりつつあるこの時期に、平塚にもなじみが深い『婦人運動』誌で、断種法要求へとエスカレートする「優生の言語」を多数の女性が語っている。

1930年代半ばからの急変する時代の言語体系の影響をもろに受けたのか。大正デモクラシー下でフェミニズムの萌芽的理論、すなわち「権利の言語」を体得していたはずの元新婦人協会会員もまた、大正デモクラシーに自ら挽歌を捧げ、「優生の言語」の語り部になる。アメンバーのように増殖する「優生の言語」は、瞬く間に言論の世界を覆い、より刺激的で、過剰な「優生の言語」でしか、他者を了解させられなくなっていく。一挙に言葉づかいは沸点にまで突き進む。そう。断種法要求にまで。これが平塚が加筆を是とするに至る、お

そらくは最大の動機づけになろう。

そこへと至る言語体系の変容を知るためにも、一例を挙げてみよう。

時は1939年11月、場所は優生結婚座談会。メンバーは厚生省予防局長高野六郎、元新婦人協会会員で平塚と懇意の奥むめお、田中孝子などで、平塚も同席している。

ここで優生結婚問題が話し合われるのだが、高野が「この頃、結婚健康法といふことが流行してい」と口火を切り、それに対して新婦人協会で平塚の後継者と目されていた奥が新婦人協会の花柳病男子結婚制限法制定運動を先駆例として持ち出し、「然し、時世も随分変わりましたね」と受け止め、それを平塚は「民族の純血を保つために性病者は結婚してはならないといふ法律を作りたいと思って、私は大正七、八年頃新婦人協会の仕事として議会運動もしたことが有りますが、今でもそれだけは必要だと」と奥の発言を復唱しながら、自らの運動の評価をする(平塚他[1939]3)。

座談会の席での、「私たちが始めたのでしょうか」「そうなのよ」「だからあの運動は意味があった」式の、奥と平塚とのやりとりは、新婦人協会の先見性を誇示するフェミニズムの神話づくりにも寄与し、双方で「あの頃はそれなりにがんばったね」というエールにもなっている。うがった見方をすれば、これは一種の自作自演である。

修正機能が作動しにくいこの種の同志・盟友のコミュニケーションは、過去の出来事で、時代に屈したフェミニズムや社会事業の敗北の証左と見ていいのか。むろんそれもある。が、それだけではないだろう。

現下の言語体系でもって「誰それは優生思想の持ち主」論を繰り返す系譜でも、これは頻発する出来事ではないか。同じ文献が典拠にされ、賛同も批判さえも酷似し、そのやりとりが繰り返される中で、いつの間にか通説が構築される。さらに「平塚だけではない」「三田谷啓や川田貞次郎だけでない」と批判の矛先は新たな餌食探しに向かい、エスカレーターのその果てに、「みんなが優生思想の持ち主」かの如き巨大な言説が一人歩きしていく。

2) 花柳病男子結婚制限法の厳格な対象規定から、優生学概念の境界の溶解へ

平塚は1939年時点まで断種法には懐疑的であった。加筆はされなかった。しかし、顛末は権力中枢にいた永井/永井門下生と似ていた⁽⁹⁾。否、部分的には、それよりも過激な「優生の言語」を保持し続ける。

発話者と受け手の同族的なコミュニケーションでは、聞き手は納得のいく言葉づかいだけを了解する。おおむね聞きたい箇所だけを切り取ってしまうのである。しかも、それを非科学的・非専門的な胎教の類とは異なる、優生「学」と思いこむ。こうして素人の語る「優生の言語」は、時に際限なく否定的(消極的)優生学と肯定的(積極的)優生学の境界を溶解させてしまう。

その典型が平塚の対象規定に見られる。非権力の立場を堅持する平塚は、思考停止の果てにまずは沈黙するのだが、他方で優生学概念の線引きには「結婚・恋愛・母性」の論客として参加し、メディアの求めに応じて語るほどに、「優生の言語」をエスカレートさせていく。あまつさえ対象規定を絞りこんでいたはずの過去の花柳病男子結婚制限法案構想などを忘れてしまったかのように、際限なく対象者を拡大させていく。この点で頑なにまでに遺伝性の線引き基準を掲げ続け、遺伝性強調の系譜で目的合理的な断種法の運用を希求し、それに心血を注ぐ永井とは異なる。

1939年9月1日、第2次大戦が勃発、1940年にかけてドイツ優勢が伝えられるや、荒唐無稽な世界新秩序再編への動きが加速する。それは社会事業界の重鎮である海野幸徳が30年に及ぶ沈黙を破って優生政策を語り出し、そして平塚もまた「戦争というのっぴきならぬ現実の中で確認しなければならなかった」(著作集[1984]6巻 333)と述懐する⁽¹⁰⁾、異様な時代の幕開けであった。

1940年夏から大東亜共栄圏構想をメディアは一斉に語り始める。それは「いつだったら戦争が防げたのか」のギリギリの対米交渉が続く日々でもあった。

1942年春、早すぎる疎開に平塚は入る。開戦から半年もたっていない。「女性の国民化」動員を回避するその選択を、平塚は内面の倫理を守る最後の砦と

見たのかもしれない。

3) 非権力を貫く平塚の優生思想はどこに位置し、新婦人協会の自己評価の揺れをどう見るのか

早すぎる疎開の例でもわかるように平塚は、1930年代半ばからの権力に動員される女性の一群とは一線は画す。婦選運動の市川や、母子保護法制定に邁進する奥とも違う。

しかしながらそれでもなお、非権力であると自負するはずの平塚をして、下からの権力に、そして時には上からの権力にも、巻き込まれる危険が発生する。資料Ⅲで示す新婦人協会の自己評価の揺れが、それをよく物語る。寄稿先の求める答えを優等生的に切り貼りを出す。下からの、あるいは上からの、権力のその時々々の要請に応じての修正も厭わない。平塚が内省的で謙虚な人柄であったとしても、文筆を生業とする時期もあるだけに、メディアが自分に何を期待するのは知っていたはずだ。それは大正期の与謝野晶子との母性保護論争であうんの呼吸を通して体得したものであった。やがてこの大衆ジャーナリズムだけが、1930年代を通じて第一波フェミニズムの唯一の宣伝の場になっていくのだが、平塚や元新婦人協会会員は「思想の表現」の権利性には、余りにも無防備なままであった。

つまり「『思想を表現する自由』それ自体社会的に不平等に配分されている」だけに、非権力であるフェミニズムにとって議会活動やその広報活動は、「戦略的言説や駆け引きそのものが含む『権力性』」(江原[1996]345-346)に絡めとられるリスクがあった。それに気づきつつも、フェミニズムが「社会的不平等」の克服に挑み、「社会的なるもの」の制度化を求め続ける限りは、現実と折れ合う運動戦略が優先される。しかも、平塚の後半生を見れば、若き日の青鞥と新婦人協会だけが、メディアが取りあげたい「新しい女」の華々しい活動であった。この偏った他者によるやや過剰な賛美は、彼女の記憶の中での美化に繋がるのではないか。

平塚にとっての新婦人協会との関係は、そのようなものであった。

4) 戦後の平塚像の一人歩き——母親運動の象徴として

新婦人協会の神話は戦後も続く。平塚個人の言語体系の変容を物語る例を挙げてみよう。

疎開先から彼女はすぐには戻らない。社会的な活動にも当初は積極的ではなく、1949年からようやく公的活動を開始する。この時期に平塚は、まず新婦人協会の運動回顧録を公にする。それが資料Ⅲ・⑥で示す1949年4月の『女性改造』の「民族の未来のために」である。

ここでは優生保護法改正論議の最中であって、時のメディアの求めに応じて書いたのか、新婦人協会は「優生の言語」で評価されている。「大正八、九年ごろ・・・優生学的立法として性病者の結婚制限法の制定運動をおこし・・・新婦人協会が旧議会に提出した性病者の結婚制限法案は・・・今こそ制定の必要を認められると信じ」とある。

これとは対照的に、資料Ⅲ・⑦の1962年『文学散歩』での新婦人協会の位置づけは、「大正八年、婦人・母・子どもの権利をまもる運動をおこすため『新婦人協会』という婦人の組織づくりをはじめた」とあるのだから、落差は一目瞭然であろう。

2章で見たように平塚は、「性と生殖の国家管理」断種法要求をするのは、加筆行為の時間のとり方から見ても、相当に慎重であった。しかし、「善種学」としての肯定的(積極的)優生学に対しては、敗戦後の優生保護法下でためらいもなく語り続ける。1945年後半から少しずつ戦後の民主化運動の政治性が平塚に向けていく賛美が、自己像と折り重なっていくのか。平塚の脳裏で、民主化運動と新婦人協会の輝かしい記憶とが、一枚岩的に蘇っていったのか。1950年代半ばには早くも各人が共有する戦後言説「中絶の大衆化」と、平和と母性を連結する母親運動(1955年第1回日本母親大会開催)とは、いつの間にか違和感なく平塚の中に同居していく。

かくして平塚は、母親運動のスローガン「生命を生み出す母親は、生命を育て、生命を守る権利をもっています」の象徴とされ、神格化された平塚像は一人歩きしていく。

一抹の「不安」を抱きながらも、否定的(消極的)優生学と肯定的(積極的)優生学との溝は、平塚には見えてこない。その深淵を彼女は見ようとはしなかったのかもしれない。

小活：平塚/新婦人協会が掲げた「性と生殖の自己決定」の顛末——Ⅱ章とⅢ章のまとめ

結論・考察に進む前に、一定程度は解明されたと判断される争点を、母性主義フェミニズムとの関連で以下に整理しておく。

(1) 1919年に発足する新婦人協会は知識人男性の助言も受けていて、劣位の立場の第一波フェミニズムの常として、時代の言葉づかいに自発的に読み替えながら、「性と生殖の自己決定」の主張を1920年10月の機関誌『女性同盟』創刊号のマニフェストにも織り込む工夫を凝らした。しかし、平塚の花柳病男子結婚制限法案も、それが請願運動である限り、平塚が本来意図した性道德のダブルスタンダードの撤廃と、女性による「性と生殖の自己決定」を「権利の言語」で押し通すことは戦略上折り合わず、結果的には資料Ⅱ-2※註32のような自主規制に入っていく。この行為は顔の見えない権力との取り引きであり、青鞥創設と同様に教師格の、あるいはブレインを自認したがる男性の思惑が忍び込んだとの解釈もできる。これを「女性の国民化」を促す下からの権力の操作と解するか。体制派フェミニストになったと見るのか。転向とまで断罪するか。

いずれの歴史解釈も史資料上の制約があり確定はしにくいのだが、おおむねフェミニズムも障害者の運動も、通例はこの種の妥協を繰り返しながら、今日の到達地平に辿り着いていることは確かである。

また本稿で扱う課題を越えるが、花柳病男子結婚制限法制定の運動戦略の変更が第一波フェミニズムの最初の敗退になるのかどうか。その評価は拙速にはできない。ただ筆者の専門から付言しておくならば、ドイツの第一波フェミニズムの請願運動の敗退、その後の母性主義的社会政策・社会事業理論への戦略転換と大々の「成功」、さらにナチ期優生政策に至る道筋と、平塚および元新

婦人協会会員の姿とが、部分的に折り重なって見えてくるように思う。

(2) 平塚が意図した社会運動は、新婦人協会でもって終わったはずであった。しかし、メディアは、そうは思わない。新婦人協会解散後の平塚は、悪化の一途を辿る執筆環境によって、「避妊の可否を論ず」の加筆の一例でもわかるように、結局は時代の言語体系を援用する、修正の域を出なかった。旧原稿の焼き直しか、メディアが青鞥の「新しい女」に求める回答。これらを組み合わせ、繰り返す中で、「優生の言語」も時代の言葉づかいに即してエスカレートしていく。

(3) 平塚は、結局は、若き日にエレン・ケイを批判した一文「彼女の著書は歴史的研究や、社会的研究の結果になったものではない。時代のあらゆる思潮、傾向に対する最も鋭敏な女性の感受性に基づいたもので、その思考の態度は、かなり非科学的である。その思想表現法は不秩序であり、非組織的である。けれどもそこにはまた彼女の長所ともいべき優れて豊かな直観の多くがある」(著作集[1983]1巻 401)どおりに、自分自身がケイと同様に、否、それ以上に時には非科学的な雑文を後半生に書くことになる。同じく森の家の生活に入るまで、同様の雑文書きに苦悩する高群逸枝との友情は、この点でも理解できる。

これが「遅れてきた国民国家」における、いわゆる第一波フェミニズムのリーダーが共有する宿命性であった⁽¹¹⁾。

IV章 「みんなが優生思想の持ち主」論から「いか程の優生思想の持ち主なのか」の問いかけへ——平塚・海野の長い沈黙の意味

以上、本稿では否定的(消極的)優生学の最たる例になる断種法要求の加筆の背景に焦点を当てて、どの程度に平塚が優生思想の持ち主なのかを、検証してきた。

IV章では再び、平塚はそれ以上の発言になぜ躊躇するのかを手がかりにして、

「みんなが優生思想の持ち主」論への冒頭の問題解明に立ち戻ろう。

というのは、平塚の加筆が1940年3月国民優生法成立から1941年7月1日施行の間だとするならば、それは社会事業界の重鎮、海野幸徳が長年の沈黙を破り、優生政策提言を再開する時期とほぼ重なるからである(海野[1940b])。優生学研究で日本人の先駆を切り、しかし早々と語るのを止め、国民優生法制定時にふと発言してしまう海野の評価に対しては、平塚と同様に困惑を筆者は禁じえない。社会事業界きっての欧米通であり、ドイツ情報にはとりわけ長けていた海野の真意は、何か⁽¹²⁾。

彼らの発言再開や加筆行為をもって、「やはり平塚や海野は徹頭徹尾、優生思想の持ち主」と解釈することも、むろんできる。しかし、課題は、実はその先にあるのではないか。

これこそが優生思想/優生学の本質を示しており、歴史研究方法論にとっても格好の題材になると、筆者は考える。まずは彼らの性格行動の共通項を素描してみよう。

IV-1. 平塚と海野、そして永井という類い希な「人格者」たち

平塚や海野は「人格者」であった。彼らは常に権力から距離を置きつつ、非権力の立場でメディアに発信し続ける。フェミニズムと社会事業分野の先駆者として、「社会的なるもの」の制度化に高い関心を寄せ、そこで早々と優生を語る。しかし、彼らはまた速やかに否定的(消極的)優生学を撤回する先陣も切っている。大正中期から1940年頃までの沈黙である。つまり資料Ⅱ-1年表と、資料Ⅱ-2の※註で示しているように、大澤や荒川を介して早くから接点がありながらも、平塚と永井が断種法で一致を見るに至るのは、早くても国民優生法成立以降にすぎない。

ところで「人格者」という点で平塚や海野はいうまでもないが、永井もまた調べれば調べるほどに「人格者」像を見せてくれる。妻と対等の関係を築き、喘息を患い夭逝する娘への思慕を隠さず、家族をこよなく愛し、門下生にも尊敬され、敗戦後の北京引き揚げの際にも中国側がわざわざその医学教育の「功績」をねぎらうほどの、類い希な「人格者」であった。

ここに列挙した人々は、思慮深いタイプであり、リーダーの器に適う高潔さあるいは穏やかさを兼備していた。その彼らをして優生思想に幻惑されたのだとすれば、戦前・占領期の発言を、現下の言語体系でもって、それも現下の「権利の言語」を駆使して非難をしても、その先にある難問は容易には解けない。

この難問は、「人間的なるもの」と「社会的なるもの」に、橋を架けようとした先駆者たちの試行錯誤であり、未だ解決の糸口が見出せない、そういう種類の問題なのだ。

自由・平等をモットーに、誕生とともに当該の人格は「社会的不平等」に挑み、同時に能力・心身の「自然的不平等」の差異克服を、宿命として背負う。平塚や海野は、「社会的不平等」を強者の論理で克服できると信じていたし、事実、自らの人生はそのようなものであった。その論理を「自然的不平等」にも押し広げ、他者に適用する「人間改造」の驕慢さに、全く気づかなかったとは思えない。人間の「自然的不平等」も、「社会的なるもの」の制度化で克服できるとの過剰な期待にとりつかれはするが、「人間改造」ユートピアの荒唐無稽さに、ふと思いを巡らすだけの理性はあったはずだ。だが、時のメディアの求めに応じ、時流の言語体系の影響下で読み替え、発言し、その双方向のコミュニケーションの果てに、「優生の言語」もしだいにエスカレートしていく。

「リベラルな優生学者たちは、自然の運命と社会化の運命とのあいだに平行関係を見出すことで、ことをあまりに単純に考えすぎているのだ」（ハーバーマス[2004]86）と、ハーバーマスは新優生学/リベラル優生学批判を展開するのだが、この平行関係を最初に発見した世代が、平塚であり、海野であった。彼らは永井のような「優生学の論理」/遺伝性に固執はしないから、「社会的なるもの」の制度化が可能な時期は、そちらを向く。

長い中断の時期(社会事業成立期のごたえが感じ取れる時期 傍註筆者)と、唐突な「優生の言語」の再開(厚生事業あるいは占領期福祉改革が改革「言説」をもてはやす段階 傍註筆者)は、大正デモクラシーの申し子である平塚と海野が、「社会改造」に夢を繋ぎ、ぎりぎりまでそこに踏みとどまろうとした、

時代状況と見事に符号する⁽¹³⁾。

IV-2. 優生学概念の線引きを語れば、語るほど、予期される逆説への「不安」——新優生学/リベラル優生学との接点

1940年に突如、海野は「社会行政の新標準としての優生政策」を語り出す。

「最も早く優生の問題に注意」したと誰しも海野を認めていた。しかしながら冒頭での発言は、「三十年前の過去に属し、私もその当時の感激と熱情とを大半冷却し去った」と、醒めたものであった(海野[1940a]6)。

平塚もおそらくはこの時期に、断種法要求の加筆に至る発想を得た可能性は高い。彼らは否定的(消極的)優生学と肯定的(積極的)優生学の境界が流動化し始め、争点が定めがたい時代の到来をいち早く、大正中期に予見する。だからまずは発言を中断し、沈黙に入る。

では、なぜあえてこの時期に再開するのか。そこには社会事業は「生存の研究に進まなくてはならぬ」との自覚を持つ海野が、生命論・医学哲学に造詣の深い永井が、生命論に親和性を持つ平塚が、こぞって優生学概念の線引き論争に参入できる、そのような言説空間の落とし穴があったのではないか。ここに至る動機づけとしては、1940年に大東亜共栄圏構想が形成される過程で、人的資源論・生産力理論に動員される社会政策研究の重鎮の顔ぶれを、あるいはナチの「改革」言説をモデルに社会事業新体制を一段と強調する日本社会事業研究会メンバーを見るだけで、そして彼らのその後の輝かしい経歴を見るだけで、十分ではないか。

そもそも現在においても否定的(消極的)優生学と肯定的(積極的)優生学の境界は定めがたい。各論者の概念規定の広狭だけではなく、近年は生殖技術の水準と介入の強弱によっても、境界は左右される。当然、それならばと、境界画定のために否定的(消極的)優生学と肯定的(積極的)優生学の線引きをし、社会的承認を得ようと尽力する一群も輩出する。これは下手をすれば、線引き論者の善意とは裏腹に、百年前の善悪の二項対立図式の、あの悪名高いカリカック家系図の再来になりかねない。

新優生学/リベラル優生学は「性と生殖」の分離をテコに、安心できる人生設計を、まだ見ぬ「わが子」のために事前に提供できるサービスを構想する。人の根源に巣くう「不安」を過剰にかき立てながら、同時にそれを解消する機会があるのだとする、巧妙な仕掛けがここにはある。生殖技術の介入に「・・・もう倫理的な歯止めはないかもしれない」への問いと「倫理的な歯止めといってもどれだけ効果があるか疑問です」(江原[1997]22)との新局面が予見され、しかしそれだからこそ、新優生学/リベラル優生学に対峙する人類全体の「倫理的自己理解」「類倫理的判断」を希求する(wollen)意志が説かれる(ハーバーマス, [2004]122-123)。

20世紀前半の「優生思想の持ち主」平塚や海野の長期の沈黙、発言再開、そして看過の一連の経緯を、一国福祉国家が培養した「権利の言語」でもって、断罪することの効果을疑ってはいない。しかし、その先に「倫理的な歯止めはない」のだとしたら、優生学歴史研究は、「今、何を、誰のために」の方法論的な問いを自らに向けるべきではないか。

遺伝性を強調する永井流の「優生学の論理」と、女性の「性と生殖の自己決定」の軋轢になる胎児の「避妊の可否を論ず」る「優生思想の倫理」とは、「それ以上行かないようにストップしようという(否定的/消極的優生学と肯定的/積極的優生学との境界画定の試み 傍註筆者)意図」(ハーバーマス[2004]37)の表明であった。にもかかわらず、「まさに境界が流動的な次元なのに、そこに特に厳格な境界を引き、それを広く認めさせねばならない、という逆説」が、要は「治療のための介入と改良のための介入のあいだに境界を認めず・・・個人的選好にゆだねるべきだとするリベラル優生学の擁護に使われ」(ハーバーマス[2004]37)てしまう逆説が、ここより横行する。

優生学概念の線引きを語れば、語るほどに、予期されるこの逆説の顛末を、それへの深まる「不安」を、何よりもよく物語るのが、平塚の加筆への躊躇と(にもかかわらず最終稿への)固執であり、海野の30年に及ぶ長い沈黙ではあるまいか⁽¹⁴⁾。

【註】

- 1) 表題にあえて問題提起・検証課題として掲げる母性主義フェミニズムは、和製連結語である。母性主義+フェミニズムを、いつ、誰が唱えたのかは『女性学事典』でも記されていないが(加納[2002] 440)、1990年初頭から定着していく。筆者はドイツ女性史文献に散見されるMütterfeminismusがヒントと考える(例えばStoehr[1989])。これは言葉づかいの錬金術である。この語用法に持ち込まれた政治性こそが、二級市民のままでの「女性の国民化」の進展を促し、21世紀の今も錬金術の効果を発揮する。この連結語を日本の第二波フェミニズムは好んで用い、「母性主義フェミニズムは優生思想と結合してきた」(藤目[1999]14)とあっさり結論づける傾向がある。いわゆる第一波フェミニズムの旗手たる平塚は、ここでは格好の批判対象であった(藤目[1999]319-320,352-354等)。

そもそも筆者は第二波フェミニズムが台頭する前から、すなわち1970年代後半からドイツ福祉職/ソーシャルワーク教育史に細々と取り組んできた経緯(だからドイツ語文献の中から言葉を翻訳することしかできなくて、母性主義的フェミニズムや初期フェミニズム/中期フェミニズムの表記を主に用いてきた)もあって、いわゆる第一波フェミニズムなる命名にともすれば違和感を覚え、「波」なる表記統一の背景自体に関心を持っていた。この点では、竹村の次の指摘は的を得ている。「思えば第一波フェミニズムも、最初からその名前と呼ばれていたのではなく、第二波フェミニズムの登場と共に、それと差異化するためにつくられた言葉です。したがって少なくとも現在までのところでは、『波』の語を使って言い表せるのは第二波のみで、第一波も第三波も、『波』と言うには適切ではないように思われます」(竹村[2003]3)。

つまり第二波フェミニズムの正統性の強化のために、いわゆる第一波フェミニズムとの差異化が運動論拡大(運動拡大ではない、理論の拡大)のための不可欠の戦略となり、その格好の標的にされたのが日本では平塚であったのではないか。平塚に冠せられる母性主義フェミニズムという和製連結語も、平塚に体现される「女性性」イメージにはピッタリと当てはまる。こうして「性と生殖の自己決定」の代表格として、海外でも高い評価を受けていた平塚が、「優生

思想の持ち主」であるとの説が1990年代に定着していく。

なお本稿表題にあえて出した和製連結語の母性主義フェミニズムの語用法についての検討は、註1の叙述に留めざるをえないが、第一波/第二波フェミニズム史研究は方法論として、「なぜ第二波フェミニズムは、波と自己主張したのか」「なぜその言葉づかいが速やかに定着するのか」の問いを立て、第一波との意図的な差異化それ自体の政治性、あるいは意図せざる結果としての非政治化の傾向性を検証するべき時期に来ているのではないかと、考える。例えば現下のドイツ連立政権に属する緑の党は、時に地方選挙では、母子政策に関してカトリック系政党との政策提携も厭わない。ここでの母性再考・母権復活を促すフェミニズムは、むろん平塚のフェミニズムにも相通じるものがあるからである。

- 2) それではさすがにもう古いからと、欧米の近年の研究を導入して、植民地政策/人種主義や恋愛結婚を例にとって、20世紀文明論として優生思想/優生学を語るのも流行りそうである。論の立て方としてはおもしろいし、帝国主義と宗教/ミッションの連携プレーもよく見える視点であるだけに、今後の研究成果が期待できる。しかし、欧米にあっても人種概念を持ち込めば、優生学概念は果てしなく広義化され、研究方法論の混乱は避けがたい。ましてや日本では難しい。人種主義や能力主義と優生学歴史研究の組み合わせは、それ自体は魅力的なテーマではあるが、これも曖昧な「みんなが優生思想の持ち主」論に加担するだけで、旧来の「遺伝か、環境か」論争とは位相を異にする「遺伝も、環境も」の21世紀の争点はますます見えにくくなるのではないか。
- 3) 平塚が「徹頭徹尾、優生思想の持ち主」なのかどうか。その手がかりは早くも、「元始、女性は太陽であった——『青鞥』発刊に際して」に見出せる。冒頭の一文「元始、女性は実に太陽であった。真正の人であった」に引き続きに、青鞥創設の意義が語られ、「心の総てを尽くしてそして産み上げた子供がこの『青鞥』なのだ。よし、それが低脳児だろうが、奇形児だろうが、早生児だろうが仕方がない、しばらくこれで満足すべきだ」とある。ただし明治末に「低脳」という人間を測る言葉づかいを比喩として用いたことと、障害差別とを直結させるのは短絡的でもある。

- 4) 花柳病男子結婚制限法の研究は意外と少なく、折井美耶子・篠宮芙美・清水和美・永原紀子他(2003)『女性解放運動のさきがけ 新婦人協会の研究——特集・花柳病男子結婚制限法制定の運動』(女性の歴史研究会)が、その全容を明らかにしている。平塚が断種法要求をしたと非難される根拠は、1917年初出の「避妊の可否を論ず」原稿と、新婦人協会の花柳病男子結婚制限法案に帰せられるのだが、法案修正の経緯は資料Ⅱ-2の※註31と※註32の説明を参照されたい。
- 5) 研究視点を逆にして、障害差別を触発しかねない「この哀れな子に」という言葉づかいはなく、肯定的(積極的)優生学の「優生の言語」も微塵もなく、「天皇の赤子」といった国体関連発言もないと、誰もが納得する戦前産児制限運動のリーダーを探すとすると、とたんに言説を拾い出す作業は困難を極める。これは研究方法論に近視眼的なボタンの掛け違いがあることを物語る。この場合、芝原浦子や山本宣治でさえも評価に困るのではないか。また個々人の言説ではなくて、産児制限運動自体を批判する立場をとるにせよ、例えば次の註6の重たい課題を回避はできない。
- 6) 優生思想絡みでのこうした第一波フェミニズム批判は誇張されすぎているとの危惧は、すでに加藤秀一が指摘している。加藤は産児制限協会の芝原浦子の指摘する「多産と病弱と貧困」を例に取り、「人口の質と量の問題を別個に考えることは非現実的であった」(加藤[2004]182)とし、さらに「フェミニズムに対するねじまがった憎悪が蔓延し・・・ている現在」「できるかぎり過去の女性解放運動の達成のポジティブな意義に照明をあて」「性差別の克服のために苦闘してきた先人たちを好きこのんで批判したくなどない」(加藤[2004]221)のだと、心情を吐露する。

とするならば、やはり優生学歴史研究の方法論を緻密にするべきではないか。「かれらの過ちについてもまた正確に見極め、それを批判しなければならぬ」(加藤[2004]221)との思いがあるならば、「あの人も、この人も優生思想の持ち主とは」の指摘だけでは不十分であろう。逆に曲解されて平塚も海野も日本優生学の頂点に立つ永井と同格にされ、「自然的不平等」の克服を「社会契約」によって「社会的平等」に読み替えようとしたフェミニズムや社会事業を、

揶揄する結果に繋がるのではないか。そもそも現下の言語体系でもって、産児制限運動の論者を「優生思想の持ち主」に仕立てることはいとも簡単だ。

しかし、「多産と病弱と貧困」と「人口の質と量」とを、「別個に考えることは非現実的」という、重たい課題がある(廣嶋[1981])。平塚は日本の産児制限運動が後進国から中進国に入る段階で、運動戦略として母子保護の「権利の言語」と対の関係性にして、「優生の言語」を語った。そして今も多くの国で多産と貧困のサイクルが女性差別を産出し、家族計画が愁眉の的にされている。

- 7) 本稿が優生学的言説ではなく「優生の言語」を用い、おおむね「権利の言語」と対で表記したのは、現在も継続中の平塚の著作分析・資料解題のためである。この言説分析では、「優生の言語」と「権利の言語」が組み合わせられる時期・背景に着目し、特に意図的に封印されたり、培養される過程で交叉する両言語の関係性を重視する。なおこれに関する筆者個人の立場を次に示す。

一つは筆者が小熊のいう「第二の戦後」に、つまり1955年以降に出現し、1970年代初頭に完成する言語体系の影響を受けて(小熊[2002]18)、障害児者の歴史を学びはじめ、「権利の言語」を駆使して黄金期を築く特殊教育制度の拡充と、入所施設緊急整備計画が突貫工事で始まる時期とを、共に歴史的必然性と当初は思い込んでいた世代に属するからである。

二つ目はこの「優生の言語」と「権利の言語」との連結が、早くも新婦人協会設立直後に刊行される平塚の評論集『婦人と子供の権利』(1919年12月刊行)に記されているからである。社会事業・母子保護で平塚や賀川が、第1次大戦から1920年代半ばに多用する「権利の言語」と「優生の言語」の組み合わせは、それが未熟な社会国家構想の域をでない代物としても、権利－義務の拮抗関係や、第一波フェミニズムの評価に際しての重要な分析視点になると判断される。

三つ目の理由には、「日本型」福祉国家が培養した「権利の言語」が、1980年代末からマニュアル化して各種審議会・中央省庁の行政用語に大量に盛り込まれ、同時並行的に社会福祉士養成テキストにも記載され、国家試験を介して瞬く間に、同じ言葉づかいが福祉現場の末端にまで波及する特異な仕組みに、注目するからである。権力が上からと下からの双方向で循環的に作動し、時代の言語体系の担い手となって、メディアも巻き込んで短期間で同じ言葉づかい

(例えばノーマライゼーションの過去の語用法、および自立・自己決定の概念規定)を定着させる。時には「改革」言説を総動員体制で盛り上げて、社会福祉基礎構造改革と銘打って措置制度を「どうしようもない」過去の遺物として断罪していく。およそ欧米福祉先進国の社会福祉/障害者の政策立案・決定過程では通常は見られない、この「日本型」福祉情報の伝播のスピードと、上意下達の言葉づかいの定着の仕組みに、「権利の言語」を語り継ぐ者はもっと自覚的であるべきだろう。

また序-1でもふれているが、近年の少子化対策の政策決定過程での文書作成においては、「性と生殖の国家管理」/人口政策は禁句に近く、「権利としての自己決定」の名の下での「性と生殖の自主管理」が望ましいと、審議に入る前からお膳立てはできている。この種の行政・専門官僚の優しい配慮が、粗野な障害差別や「優生の言語」を封印した効果は否定できない。さりとして洗練された行政用語が公用語になったからといって、障害差別が解消するわけでもない。機械的で、形式的な、「優生の言語」の封印が、実際には多くの悪を放置し、しかもそのことに気づいているのに、あたりさわりのない身の処し方で気づかないふりがまかり通ってしまう。つまり優生学の歴史研究方法論では、福祉国家が封印した「優生の言語」と、福祉国家が培養した「権利の言語」との言語体系が、交叉し、対にされる関係性それ自体も検討課題になる。

- 8) ここで新優生学/リベラル優生学とフェミニズムとの関係で平塚の査定を仮にすれば、松原の「新優生学の最大の関心は人口ではなく『わが子』」であり、そういう意味で、新優生学というのは個人本位の優生学である」との規定が(竹村[2003]11)、当てはまるのではないか。平塚の文章は時に矛盾する言葉づかいが入り混じり、真意が読みとりにくい箇所が結構ある。しかし、平塚が「避妊の可否を論ず」の加筆に迷い、躊躇するのは、松原の言う「個人本位の優生学」とのジレンマにあったと解するのはさほどどうがった見方ではあるまい。平塚は「避妊の可否を論ず」で、自制力のある男女による、生まれてくる「子供に対しての深い責任」を、その目覚めを、高らかに提唱するからである。むろん疑問はそれでも残る。「個人本位」であれば自己決定であると短絡的に考えたのかと。最終稿の真意に迫るには、肯定的(積極的)優生学からの検討も欠

かせられない。

- 9) その「非政治性」の故に公職追放にもならない位置に、日本優生学研究の嫡子たる永井潜/永井門下生はいた。その人脈は厚生事業期に厚生省衛生行政に影響力を行使し、戦後もなお旧帝国大学医学部/系列大学にポストを持つ永井門下生によって、「人格者」永井像は守られ、かつて留学したドイツ・ゲッチンゲン市から顕彰を受けるほどに称えられる。むろん賢明な彼らは、戦後ドイツと同様に、ナチ断種法を想起させる否定的(消極的)優生学には自主的に封印をする一方で、永井を筆頭に肯定的(積極的)優生学の方は、性科学・性教育や家族計画としてまずは読み替えていく。「優生の言語」の書き換えも、戦後の言語体系の変動に敏感にならざるをえない、これら戦前優生学研究の権威によって、密やかに、目立たない程度に行われていく。やがて彼らが現役を退き、高度経済成長期に入る頃には、悲観的な遺伝性の強調と粗野な「優生の言語」は、教科書・論文類からはほぼ一掃されていて、洗練された「優生の言語」のみが、つまり予防のために、「科学」を枕詞にする言説が、公用語的な位置を占拠するようになる。加えて都市人口の急増とテレビという新メディアの普及によって、旧来の言語体系が急激に解体されていくことも、読み替えと書き換えの行為の二重の意味を持つ「犯罪性」を曖昧にし、結果的に「優生の言語」を封印さえすればいいのだろうとするいいかげんさに対する違和感を感じさせなかった。
- 10) 資料Ⅰ-1では、平塚原稿「結婚・家庭・子供」は、文脈から判断して、『平塚らいてう著作集』第6巻にある1940年8月執筆説をとらずに、1939年8月とした。ただし、平塚の論理的思考力のレベル、劣悪な執筆環境、および加筆や修正癖から見て、執筆時期の特定はなお検討を要する。
- 11) 資料Ⅱ-2の※註31で指摘したが、花柳病男子結婚制限法制定運動は、「女性性」覚醒の戦略であり、「性と生殖の国家管理」は1939年時点でも平塚は拒絶している。「新性道徳」として「恋愛・結婚・母性」の三位一体を提唱する平塚ではあるが、それは「国家のための恋愛結婚」に特化はしない。エレン・ケイ同様の未だ現存しない社会国家要求をしたのであって、既存の国家に過剰な期待は抱かない。さりとて国家権力に向けての要求も放棄はしない。政策立案

過程への参加が阻まれ、しかし現実の母子保護政策は速やかに施行されねばならない。このジレンマは日本の第一波フェミニズムが背負う宿命性であった。社会国家ドイツにおける母性主義的社会政策・社会事業理論でもこの傾向は際だつ。ただし、日本で1990年頃に台頭する母性主義フェミニズム批判は、ドイツ・フェミニズム運動論批判にそのままでは適用できない。アングロ・サクソン系の「差異か、平等か」の対立軸を際立たせる戦略を回避し、一定の「成功」を収めてきた歴史性をドイツ・フェミニズムは背負うだけに、「母性」と対“フェミニズム”は、一卵性双生児か、折れ合うことの難しい姉妹か」の結論は容易には出せない。

なお平塚や高群の「女性性」「女性原理」イメージは、J. J. バッハオーフェンの母権論や、F. エンゲルス/A. ベーベルの父権制（家父長制）の概念が、19世紀末～20世紀初頭のドイツ・北欧のフェミニズム理論に影響を及ぼすことと無関係であったわけではない。これについては、別稿で論じる予定。

- 12) 『朝鮮社会事業』誌に海野が発表するのは、1939年9月以降の半島情勢が背景にある。ただし1940年論文(海野[1940ab])は、同時期の厚生事業論と比べると大正期社会事業の「社会的なるもの」の伝統を相当残す。海野の30年近い「優生の言語」の沈黙と短い再開は、「いか程度の優生思想の持ち主なのか」の査定基準を確定する際の要になるのだが、この測定は1930年代半ばまでに厚生事業論に雪崩れ込む社会事業界の各論者と、海野社会事業理論の変容の時期・度合いとの比較なくしては困難であろう。なおこの時期に生産力理論を掲げる大河内一男も、「内なる亡命」か、時代と折れ合うかの葛藤に曝される。欧米社会政策(特にドイツ)に造詣の深い彼らをしてさらなる踏絵に入らしめたのは、第2次大戦でドイツ優勢が伝えられ、やがて形成されるであろう大東亜共栄圏の「改革」言説を彼らこそが真っ先に予見できた1939年暮れから1940年前半の時局が関わると考えてよい。

- 13) 留意すべきことは、「優生の言語」も「権利の言語」も混在して、大正デモクラシーから占領期福祉改革下で形成される社会事業理論に持続的に組み込まれながらも、同時に厚生事業を断絶と見たてて、「権利の言語」の連続性を戦後になって過剰に強調する傾向であろう。その影響は、二つの時代の架橋と

なった谷山恵林の日本社会事業史の叙述にも及んでいる。そして小熊が指摘するように、こうした言葉づかいの変動はやや遅れ、「権利の言語」が社会事業近代化言説と新たな対となって流行るのは1950年代後半で、定着は1960年代である。その一例が資料Ⅲ⑦にも見られる。

- 14) 本稿は都民カレッジ受講生であり、女性史を研究し、平塚と優生思想の関係に関心を持つ3名(永原紀子・篠宮芙美・清水和美)の希望を受けて、岡田が始めた研究会の4年間の中間報告である。厳密な仕切はできないが、平塚の著作整理は永原を中心に進め、花柳病予防・永井は篠宮、法案議事録整理は清水が担当。紀要資料は共同で作成。なお今後の資料編刊行の便宜を考えて、文献・記号は本論と一部別表記。資料編は通説との比較検討のために、下線部分も多い。また紀要という限定される紙幅の関係で、全文献の提示、人名の年代などは原則省く。「女性性」概念—母性主義+フェミニズム—優生思想の相関性は、重要と判断される争点の指摘に留め、註1)に筆者の見解を記し、同様に註7)や註13)では、「優生の言語」と「権利の言語」の対の関係性と、それが拮抗しながら社会事業近代化言説としても継承される点を指摘した。こうした研究方法論の課題に応えながら、肯定的(積極的)優生学に関する平塚著作の分析を経て、初めて平塚の優生思想の全容も明らかにされよう。

【資料編文献の提示は平塚主要文献のみ】

- ① 平塚らいてう(1917)「避妊の可否を論ず」『日本評論』第2巻9号 1917年9月 91-98.
- ② 平塚らいてう(1919)「避妊の可否を論ず」『婦人と子供の権利』天佑社 1919年12月
- ③ 平塚らいてう(1977)「避妊の可否を論ず」『むしろ女人の性を礼拝せよ 平塚らいてう新性道徳論集』人文書院 1977年7月
- ④ 平塚らいてう著作集編集委員会(1983~1984) 『平塚らいてう著作集』(全7巻・補巻1巻) 大月書店
- ⑤ 平塚らいてう(1933)「母の感謝」『婦人運動』第11巻9号 30-32.
- ⑥ 平塚らいてう・奥むめお・高野六郎他(1939)「優生座談会」『婦人運動』第17

卷10号 2-3.

- ⑦ 平塚らいてう(1971) 自伝『元始、女性は太陽であった』下巻 大月書店
- ⑧ 小林登美枝(1977)『平塚らいてう——愛と反逆の青春』大月書店
- ⑨ 米田佐代子(1985) 「平塚らいてうの国家観——国家と女性についての一考察」『歴史学研究』第542号 31-41.
- ⑩ 米田佐代子(2002)『平塚らいてう——近代日本のデモクラシーとジェンダー』吉川弘文館

【本論で引用/提示した文献に原則として限定：日本関係】

- ① 市野川容孝(1996)「性と生殖をめぐる政治——あるドイツ現代史」(江原由美子編『生殖技術とジェンダー』)勁草書房 163-217.
- ② 海野幸徳(1940a)「社会行政の新標準としての優生政策」『朝鮮社会事業』朝鮮社会事業研究会 第18巻第1号 6-15.
- ③ 海野幸徳(1940b)「人口減少と産児制限——人的資源の増加策」上下『朝鮮社会事業』第18巻5号 5-17,6号 30-43.
- ④ 江原由美子(1996)「生命・生殖技術・自己決定権」(江原由美子編『生殖技術とジェンダー』)勁草書房 309-373.
- ⑤ 江原由美子(1997)「生殖技術の可能性/不可能性——錯綜するリプロダクション」『談』No.57 たばこ総合研究センター 14-25.
- ⑥ 小熊英二(2002)『〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社
- ⑦ 折井美耶子・篠宮芙美・清水和美・永原紀子他(2003)『女性解放運動のさきがけ 新婦人協会の研究——特集・花柳病男子結婚制限法制定の運動』女性の歴史研究会 第3号
- ⑧ 加藤秀一(2004)『〈恋愛結婚〉は何をもたらしたか——性道徳と優生思想の百年間』ちくま新書
- ⑨ 加納実紀代(2002)「母性主義フェミニズム」(井上輝子/上野千鶴子/江原由美子/大沢真理/加納実紀代編『女性学事典』岩波書店) 440-441.
- ⑩ 鈴木裕子(1989)『女性史を拓く』1巻,2巻 未来社

- ⑪ 竹村和子編(2003)『“ポスト” フェミニズム』作品社
- ⑫ 中川清(2000)『日本都市の生活変動』勁草書房 (8章「日常生活における戦後性——1950年代の人口妊娠中絶」 270-296)
- ⑬ 廣嶋清志(1981)「現代日本人口政策史小論(2)——国民優生法における人口の質政策と量政策」『人口問題研究』第161号 61-77.
- ⑭ 藤野豊(1998)『日本ファシズムと優生思想』かもがわ出版
- ⑮ 藤目ゆき(1999)『性の歴史学』不二出版
- ⑯ 松原洋子(1997a)「民族優生保護法案と日本の優生法の系譜」『科学史研究』第Ⅱ期第36巻(No.201) 42-52.
- ⑰ 松原洋子(1997b)「〈文化国家〉の優生法——優生保護法と国民優生法の断層」『現代思想』第25巻4号 8-21.
- ⑱ 松原洋子(1998)「戦時下の断種法論争——精神科医の国民優生法批判」『現代思想』第26巻2号 286-303.
- ⑲ 松原洋子(2002)「優生学」(市野川容孝編『生命倫理とは何か』)平凡社 135-141.
- ⑳ 吉川豊子(2004)「産めよ殖やせよ/産児調節運動から国民優生法へ——母性の奨励と優生思想」『女たちの戦争責任』東京堂出版 34-49.

【本論で引用/提示した文献に限定：ドイツ関係】

- ① Stoehr, Irene(1989)Mütterfeminismus-ein alter Hut? Die Frauenbewegung und die Mütterfrage seit der Jahrhundertwende. In: Pass-Weingartz, D./ Erler,G.(Hg.) Mütter an die Macht. *Die neue Frauen-Bewegung*. Reinbek bei Hamburg, Rowohlt 73-99.
- ② Habermas, Jürgen.(2001)Die Zukunft der menschlichen Natur. Auf dem Weg zu einer liberalen Eugenik? Frankfurt a.M.,Suhrkamp [ハーバーマス, J./三島憲一訳 (2004)『人間の将来とバイオエシックス』法政大学出版局]

資料 I - 1 平塚らいてうの「避妊の可否を論ず」の断種法施行要求について

平塚が、いつ、どのようにして、「性と生殖の国家管理」の最たる形態である断種法要求を加筆するのかを、資料 I - 1 で検証する。ただし加筆構想を持つに至る時期と、その記憶に基づいて実際に手を加える時期が食い違う場合も含めている。

【3種あり、4冊に掲載される「避妊の可否を論ず」の原稿】

まず「避妊の可否を論ず」が掲載されている4冊の問題の部分を、時代順に列挙する。ここでは、便宜上、(A) (B) (C) (D) と記し、資料 II の年表にも同じ表記を用いる。

(A) 雑誌『日本評論』 (1917.9) 97~98頁

「なほこれが補充的手段としては、国家の力によって、結婚資格を制限したり、子供に対する責任を父親に強要することなどは結構でありますか。・・・中略・・・。

併しこれに就いてはもっと詳しい説明を加へなければ、私の言はうとするところを読者の心に徹せしめることは出来ないやうにも思はれて、多少の不安を感じないでもありませんが、いづれまた何かの場合何処かで補ふことにいたします。」

(B) 評論集『婦人と子供の権利』 (1919.12) 26~27頁

「なほこれが補助的手段としては、国家の力によって、結婚資格を制限したり、子供に対する責任を父親に強要することなどは結構でありますか。・・・中略・・・。

併しこれに就いてはもっと詳しい説明を加へなければ、私の言はうとするところを読者の心に徹せしめることは出来ないやうにも思はれて、多少の不安を感じないでもありませんが、又健康な心身の所有者であり乍ら、只経済的事情のために禁欲的生活を余儀なく送る男女に対しては、全く別の立場から——悉く言へば道徳的ではなく社会的な立場から別に論ずるべきことをもってみますけ

れど、是等はいづれまた何かの場合何処かで補ふことにいたします。」

下線の部分のみ加筆されている。

(C) 『むしろ女人の性を礼拝せよ 平塚らいてう新性道德論集』(1977. 7) 88頁

「なお優生学的立場から、法律によってある種の個人に対し結婚を禁止したり、断種法の施行を命じたりする事は我国でも今すぐにも望ましいことです。」

(A), (B) での「なほ・・・ありませうか」がこのように修正されて、下線の部分が加筆され、以下は削除されている。ここでは、全体的に大幅な修正と加筆が行われている。

特に (A) (B) までの原稿の前半にあった「私共は、日本の社会がもっと生殖といふことの重大な社会的意義を悟り」の箇所が、この (C) では「わたくしたちは生殖のいとなみが、人類の生長に、国家・社会の発展に実に重大な意義をもつものであることを悟り」と修正されているのは、「性と生殖の国家管理」断種法要求を、結論として終わりにもってくる伏線と思われる。

(D) 『平塚らいてう著作集』第2巻 (1983. 8) 340頁

「なお優生学的立場から、法律によってある種の個人に対し結婚を禁止したり、断種法の施行を命じたりする事は我国でも今すぐにも望ましいことです。」

加筆修正された (C) が、そのまま掲載されている。

このように、初出の1917年、そして1919年の時点でも、平塚は「断種法の施行を命じたりする事は我国でも今すぐにも望ましいことです」とは書いていない。ちなみに資料Ⅱ-1に示すように、当時はまだ「断種」という言葉は使用されてはいない。これが一般化するのには1930年代半ば、いわゆるナチ断種法公布以降と考えられる。

【加筆修正された原稿が高度経済成長期以降に掲載された事情】

ここでは平塚が加筆修正した原稿で、最初に掲載された (C) 『むしろ女人の性を礼拝せよ』刊行に至る経緯を紹介し、次いで (D) が編纂された当時の時代背景を見る。

(C) 『むしろ女人の性を礼拝せよ』

この論集は、平塚の死の6年後の1977年7月に出されたもので、小林登美枝の「解題」に詳細に事情が記されているので、下記に引用する。

「この本は、らいてうみずからが編んだ、彼女の新性道德に関する論文集です。いつのころからからいてうは、大正期に発表したこれらの諸篇を、他日上梓することを期していたらしく、コツコツと既刊の原文に手を入れていたのでした。定稿の仮名遣いが旧仮名であるのをみると、彼女はかなり早い時期に、この論文集をまとめることを思い立ったもののようです。

らいてうが折にふれて、この論文集の稿のことを口にするようになったのは、一九六〇年代に入ってからのことでした。・・・中略・・・。

『これは以前に書いた古いものばかりだけど、ここでわたしの主張していることは、いまの若いひとたちが自分の問題を整理し、発展させる上に、少しは役に立つことでしょうか・・・』と、この論文集の上梓を決意したときの、らいてうの言葉がわたしの耳に残っております。定稿をまとめておさめてある紙袋には、「『恋愛・結婚・母性』——新性道德に関する婦人問題」としてるされてありました」(小林〔1977〕198-199)

平塚自身が1913年から1927年に書いた26編の論文に手を入れて、論文集として出すことを意図して編んでいた、ということから、旧仮名遣いの稿を「新字、新仮名遣いに改め」ただけで、この本は刊行された。

そのため小林は、「おことわり」として、「この本におさめられた論文の中には、発表時の原文と幾らか違っているものがある」が、「歳月の流れの中で彼女の気持ちの中に起った意識の変化」などを「反映して、彼女自身が手を入れてあったので、それを定稿にした」としている。「ここではあえて、らいてうが生前にこの本を編んだ意志を尊重し、その気持ちに従って手直しされたままの稿を使いました」とある。

また、この時点では、初出不明で、「一九一九(大正八)年 初出不明 『婦人と子供の権利』 収載」とある。

(D) 『平塚らいてう著作集』第2巻

この『著作集』は、平塚の「思想的発展過程がわかるように、年代順に抽出し、

集大成した初めての著作集」として、1983年6月から1984年6月にかけて、全7巻・補巻1巻として大月書店から刊行されたものである。

『著作集』の「凡例」に、「底本は、原則として最新のものによったが、著者が後に加筆・削除など補訂したものについては、それぞれを比較検討し、適当と思われるほうを底本とした。個々の「詳細」は解題に記している」とある。

その解題では、「『日本評論』大正六年九月号に掲載」と初出が示され、「最新のもの」である1977年刊の「『むしろ女人の性を礼拝せよ』に入れたものを底本とした」とある。しかし、なぜか、この「最新のもの」から『著作集』に所載されているのは、この「避妊の可否を論ず」のみである。

『著作集』第2巻が刊行された1983年は、優生保護法改悪阻止の声が障害者団体と女性運動団体の双方から挙がっていて、いわゆる断種条項が問題にされる時期である。大月書店からの刊行に先だって、どのような「比較検討」が関係者間で交わられたのであろうか。

なお、この『著作集』の編集に携わり、第4巻から第6巻の解説を担当した米田佐代子は、著作集刊行後の1985年に、「大月書店版の『平塚らいてう著作集』全7巻及び補巻1巻は、一般読者の便宜を考慮して原文を新字体新仮名づかいに書き改めており、底本も『原則として最新のもの』に依っているため、厳密な歴史史料として扱えるかどうかは問題の残るところである。しかし筆者も編集に携わったひとりとして、とりあげた範囲に関するかぎり、初出原典と論旨に基本的変更はないと考えられる」（米田〔1985〕32）と、述懐している。

【加筆構想を持つに至る時期の推定——1939年の時点でも断種法には否定的】

平塚の断種及び断種法、またそれに類する言説を『平塚らいてう著作集』全7巻で調べてみると、1920年の「絶産法」（資料Ⅱ-1と※註7-1参照）と、問題の加筆のものを含めても、4カ所だけなのである。そのうち2カ所は断種法に否定的、もしくは疑問視する言説で、唯一奨励しているのが、この加筆修正された「避妊の可否を論ず」なのである。

要するに管見の限りではあるが、平塚の膨大な著作で「断種法」の言葉の初出は、以下の1939年2月ということになる。そこで法制定への機運が頂点に達する1939年

に平塚が執筆した他の原稿を順次提示し、加筆構想を持つに至る時期を推定してみよう。

「民族衛生保護法に関連して」(1939.2) 掲載紙不明 (『著作集』第6巻より)

「厚生省ではすでに民族向上の根本策として優生保護法(断種法)制定の必要を認め、・・・中略・・・。しかし断種法のごときは国民体位の向上策としては、むしろやむをえず行うところの最も消極的な手段であって、決して好ましいものではありません。断種を必要とするような精神薄弱者や精神病者、その他悪質遺伝病者などをも治せるほどの今後の医学の進歩こそ願わしいこと」

この時期、精神科医を中心に断種法制定に反対の声があがっており(資料Ⅱ—1「その他」の1935~1939年参照)、平塚の医学の進歩に期待する考えもここからきているのであろう。

なお、これは、『著作集』第6巻の289~290頁に所載されて、解題に「掲載紙不明。「昭和一四年二月」の書き入れあり」とされている。

「今議会と婦人」 『全人』(1939.4) (『著作集』第6巻より:『全人』は数種あり、欠号も多く特定できなかった)

「衆議院の議員有志提出の「民族優生保護法」(断種法)も、・・・ほとんど無修正で衆議院を通過しました・・・。

厚生省でも国民の質的向上の見地から断種法制定につき調査研究中であり、・・・。しかし、いずれにしても問題の多い断種法が日本に実施されるのも近い将来のことでありましょう。」

これは、前述の「民族衛生保護法に関連して」から、2ヵ月しかたっていないが、決して好ましいものではない、という否定から、「いずれにしても問題の多い」という表現にとどまっている。

「結婚・家庭・子供」(1939.8) 掲載紙不明 (『著作集』第6巻より)

新婦人協会の花柳病男子結婚制限法制定の運動について「今日いうところの民族優生的の立場と今一つには母性保護の立場から、悪質者(精神病者、精神薄弱者、

伝染病者、大酒家等々の結婚禁止を唱えた」と、断種や断種法を論じてはいないが、ここでは、花柳病(性病)者は「伝染病者」とひとくくりにされている。

しかし、結びでは「愛のないただ外的条件だけ完備した合理的結婚に、ほんとは幸福な家庭、そしてほんとはよい高い魂をもった子供が期待されるでしょうか。たとえどんな時代でも、さまざまな外的条件とともに、内的要素である愛の問題を忘れたくありません」と、優生学的立場からみた理想的結婚である「合理的結婚」に疑問をなげかけている。加藤秀一は『<恋愛結婚>は何をもたらしたか』で、合理的結婚と恋愛結婚とを結びつけているが、平塚は国策となり果てた合理的結婚には批判的であった。

なお、これは『著作集』第6巻332~334頁所載で、解題に「掲載紙不明。末尾に昭和一五年八月の書き入れあり」とあるが、民族優生保護法案が衆議院を通過し、来議に政府案が提出、という内容から、政府案提出は第75議会で1940年3月であるので、1939年8月と判断した。ただし、確定はできにくい(本論の註10も参照)。

「優生座談会」(1939.11) 『婦人運動』(17-10) 2~3頁

厚生省予防局長の高野六郎が「断種法も悪質遺伝をなくするためぜひ必要」と断種法をだしても、平塚は「性病者は結婚してはならないといふ法律」を作ろうと新婦人協会で運動したが、「今でもそれだけは必要だ」と、あくまでも性病者の結婚制限のみ主張し、断種法には言及していない。

資料 I - 1の要旨を整理すると、1939年時点の平塚の4つの関連著作を見る限りでは、断種法については否定的であって、合理的結婚にも疑問をなげかけている。つまり1939年時点では、断種法の施行を望ましいとするような加筆修正はなかったと考えてよかろう。

なお本論でも指摘しているが、加筆の(C)(D)は「断種法の施行を命じたりすることは我国でも今すぐにも望ましいことです」の文面であり、「今すぐにも望ましい」とされているのは、断種法の制定でもなければ、公布でもなく、「施行」であることに気づく。よってここでの断種法を国民優生法と見るならば、1940年3月26日に制定し、5月1日に公布され、翌1941年7月1日の「施行」を待つまでの1年2ヵ月の間

に加筆構想を持つに至り、手を加えた可能性も高い時期であると推定される。ただし晩年の平塚の執筆環境を考えるならば、「既存の言葉を読みかえ」て、過剰人口問題に対処する優生保護法改正を求めた頃の記憶に基づいて、加筆した可能性もある。

資料 I-2 民族衛生学会機関誌は、いつ、「断種」という表記に統一するのか

年月	巻号	著者名	文章名	用語
1931.3	1-1		日本民族衛生学会の創立(雑報)	絶種法
5	2	も	編集後記(「も」は斉藤茂三郎だと思われる)	断種
8	3	石原	独逸国内の去勢の現況(抄録)	去勢
10	4	永井潜	断種法の過去及び現在(1回学術大会の演説要旨)	断種
1932.1	5		1931年英国下院に提出されたA.G.Churli氏滅種法案(雑報)	滅種
4	6		英国の滅種法案(雑報)	滅種
8	2-2	永井潜	断種法罰すべきか。レンツ教授(抄録)	断種
		斉藤茂三郎	優生学的滅種の合法性について	滅種
11	3	斉藤茂三郎	優生学的滅種の合法性について(二)	滅種
1933.1	4	市川源三	巻頭語	滅種
4	5	斉藤茂三郎	優生学的滅種の合法性に就いて(三)	滅種
			英国に於る断種についての其後の状況(雑報)	断種
			優生学と政党政治(雑報)	断種
			本会名古屋支部設立運動(雑報)	断種
1933.7		独逸	「遺伝疾患をたらしめる子孫を防止するための法律」公布	
1933.9	3-1		独逸に実施せらるる断種法及び結婚助成法(雑報)	断種
12	2		カナダの断種法(雑報)	断種
			ナチス政府の優生学的政策(雑報)	断種
			断種法案(学会雑記)	断種
1934.6	3-4.5	永井潜	断種法に対する反対の反対	断種
		永井が紹介	強健なる後裔の為の戦ひ(新しき独逸断種法)	断種
		吉益脩夫	スウェーデン新断種法草案の批判	断種
		斉藤茂三郎	断種の動機及び目的	断種
		立石謙輔	ナチス断種法に就いての感想	断種
		斉藤 最	強制断種の法律的考案	断種
		内藤八郎	断種法に就いて	断種
		斉藤茂三郎	断種運動の歴史	断種
		永井潜	人類改善財団と其の創立者ガスナー	断種
			日本民族衛生学会愛知支部例会(雑報)	断種
			日本民族衛生学会第3回学術大会会報(第9回日本医学会第12分科会)(雑報)	断種
			断種法協議会(雑報)	断種
12	4-1	永井潜	巻頭語	断種
			独逸に於ける断種法施行の状況(雑報)	断種
1935.7	4-3.4	池見猛	優生結婚相談所一ヶ年報告	断種
12	5.6		独逸に於ける断種実施の状況(雑報)	断種
			デイヨ・ブッシュ法案(雑報)	断種
1936.4	5-1.2		優生学団体国際連盟の開催(雑報)	断種
			カリフォルニアに於ける其の後の断種状況(断種)	断種
			断種に対する世論(雑報)	断種
			アラバマの断種法否認(雑報)	断種
9	3.4	斉藤茂三郎	独逸に於ける断種実行の成績(1)	断種

			断種研究委員会の報告(雑報)	断種
		永井潜	民族衛生振興の建議(附録)	断種
1937.4	6-1	斉藤茂三郎	独逸に於ける断種実行の成績(2)	断種
			ノルウエーに於ける断種実行に成績(雑報)	断種
7	2.3		英国に於ける断種運動	断種
		佐藤	断種法適用に際しての癲癇の診断に就いて(抄録)	断種
		吉益脩夫訳	合法的断種の本性、意義及び安全性に就いて	断種
11	4	斉藤	断種の趨向(抄録)	断所
			アメリカの優生学(雑報)	断種
			劣等児童減少策(雑報)	断種
1938.5	5.6		カリフォルニアに於ける優生的断種の28年(雑報)	断種
		吉益脩夫	アメリカ合衆国の断種法に就いて	断種

上記の表は、『民族衛生』の創刊号から6巻5.6号までに使われている「断種」に関する表記を一覧にしたものである。7巻以降は、永井潜が1937年3月に東京帝国大学を定年退官し、台北帝国大学に赴任したと無関係ではないと判断されるが、『民族衛生』の体裁と紙面が大きく変わったので対象外とした。

表の一覧でもわかるように、創刊から1933年4月まで、「断種」という表記は「絶種」や「滅種」などと表記されていることもあるが、1933年7月14日、いわゆる「ナチ断種法」が公布された後は、「断種」という表記に統一され、それ以外の表記は見られない。

「断種」に関して永井、吉益脩夫とともに執筆の多い斉藤茂三郎が、1933年4月の2巻5号まで、「滅種」と表記しているのに、1934年6月の3巻4.5号では、「断種」という表記に変わっているのは象徴的である。さらに3巻4.5号は、「断種特集号」となっており、紙面に「断種」という表記が溢れている。やはりナチ断種法公布の影響が大きかったと判断される。

「断種法案」に「根本的に悪性遺伝病者の子孫を断滅して民族の生物学的退化を防ぎ、一面、家族の幸福と社会の平和に寄与するがために悪質者の人為淘汰といふ大事業に着手することゝなりました。目下学会内部に於て基礎準備を進めて居りますが、近く官民諸方面の権威者専門家の指導協力を仰いで慎重審議の上、断種法案を今議会に提出する手筈であります」と掲載〔「学会雑記」『民族衛生』3巻2号(1933.12)176頁〕し、未来の人類、社会の幸福のためという大義のもと、悪質な遺伝病患者を断種の対象にしたナチ断種法に触発されるがごとく、「断種法」制定に向けて動き出すのである。なお戦後、「断種」は読み替えられ、「優生手術」の言葉

づかいが普及することで、優生保護法の対象者拡大に際しても、違和感の少ない「優生の言語」となった。

資料 II-1

断種関連					
年	平塚らいてう	荒川五郎※1	八木逸郎※2	政府関係	永井 潜
1902					1.大澤謙二※3 生理学助手
1903					2.ヨーロッパ留学、ドイツのゲッ チッゲン大学(1906 帰国)
1904					
1914					3.「結婚と健康診察」「新真婦 人」:「去勢」※4
1915					「人種改善学の理論」「人性」: 「生殖防止ノ手術」 ※5
1916					『人性論』:「輸精管切断法」「輸 卵管切断法」により「受胎不能に」 ※6
1917					
1918					
1919					
1920	10.「花柳病と善種学的結婚制 限法」「女性同盟」:「絶産 法」※7-1			第 42 議会答弁「 滅種法」※7-2	
1921				6.内務省保健衛生調査会で民族衛生論ず ※8-1 12.『日本社会衛生年鑑』に「民族衛生」※8-2	
1926					
1927					
1928					
1929					
1930		第 58 議会で中馬興丸提出の「帯病者結婚制限 法制定ニ関スル建議案」賛成者となる (外科手術により子孫繁殖の途を絶つ)※9		3. 保健衛生調査 会、民族衛生の特 別委員会設置※10	夏. 民族衛生学会創立相談会※11 ⇒ 11.日本民族衛生学会創立し理 事長に就任
1931				7. 特別委員 会で、永井「滅種 法」講話 ※12 12. 特別委員 会で、三宅「断種 法と精神病学 …」 ※13	10. 民族衛生学会講演「断種法の過 去及び現在」※14 11. 『民』創刊: 雑報欄米国情報と して「絶種法」制定 5. 『民』: 編集後記「断種」 8. 『民』: 「独逸国内の去勢」
1932					4. 『民』 「英国の滅種法案」 8. 『民』: 「断種法罰すべきか」
1933					6. 優生結婚相談所開設※15 10. 断種法建議案※16 12. 『民』: 「断種法案を今議会で 提出する手筈」

結婚制限関連		その他	年
平塚らいてう	荒川五郎		
			1902
4.日本女子大学校家政学部入学。生理学を大澤謙二に、衛生学を三宅秀に学ぶ(1906年卒業)			1903
	(衆院初当選)	10.大澤謙二『社会的衛生 体質改良論』 ※30	1904
			1914
			1915
10.『男女性的道德論』『婦人公論』:「花柳病男子から何等かの方法で結婚資格を奪ふ」			1916
9.『避妊の可否を論ず』『日本評論』:「国家の力によって、結婚資格を制限」(A)			1917
1,2.『我が現行法上の婦人』『法治国』:「花柳病男子に対する結婚禁止の法律」(B)			1918
		6.田代義徳「花柳病に関する男子の取締」『婦人之友』	1919
2.第42議会「花柳病男子の結婚制限に関する請願」(荒川は代理で提案説明) ※31		2.徳積重遠「優生学と婚姻法との関係」『廓清』(10-2)「生殖を不能ならしめる手術…之は人道上から議論もあらう」	1920
6.第43議会「花柳病男子の結婚制限に関する請願」(荒川は紹介議員のひとり)		11.大澤謙二「花柳病男子結婚制限法否決の不条理」『性』	
1.第44議会「花柳病者に対する結婚制限並に離婚請求に関する請願」(荒川は紹介議員のひとり) ※32			1921
		12.三宅曠一「遺伝と人種改良」『キョク』:「絶産」※33	1926
		3.花柳病予防法成立(1928.9施行)	1927
			1928
1.「花柳病予防法の修正を望む」『婦人公論』:「花柳病男子結婚制限法案」を参考とせよ			1929
			1930
(5.日本産児調節連盟加入)			1931
(7.墮胎法改正期同盟委員となる)		2.『精神衛生』第2号:ドイツの「断種の問題」について	1932
		7.遺伝病子孫防止法(ナチ断種法)制定(1934.1施行) ※34	1933

年	平塚らいてう	荒川五郎	八木逸郎	政府関係	永井 潜
1934	1.「本議会で何を期待するか」で、「何の期待も持たなくなっていた」と断種法案に全く触れず、無視している ※17-2	1.第 65 議会で「民族優生保護法案」提出 (荒川・池田秀雄) 審議未了 ※17-1	5.30 断種法協議会：断種法案をもち、八木を介して内務省衛生局長らと会合。政府案として、提出することになる。その後局長交代もあり、この計画は一時頓挫 ※18		10. 永井、民族衛生学会大阪、福岡、熊本各支部発会式出席
1935		2.第 67 議会で「民族優生保護法案」を提出 (荒川・池田・八木・青木亮貫) 審議未了 ※19			6.『婦人之友』対談「優生学的に見た結婚と遺伝」：断種法制定推進 ※20 12.日本優生結婚普及会発会、会長 ※21
1936					2.断種法案の骨子できる ※22 12.『読売』断種法案発表。「今議会提出の運び」 ※23
1937		3.第 70 議会で「民族優生保護法案」提出 議題とならず終わる ※24 4. (衆院選落選)	8.第 71 議会で優生課に関わる建議		八木、荒川両代議士と協議の上、協会草案修正して提出 ※24 3. 東京帝大退官し、台北帝大に医学部設立
1938			1.第 73 議会で「民族優生保護法案」提出。委員会送付 12.第 74 議会で「民族優生保護法案」提出。委員会送付	1.厚生省優生課 4.優生課、「民族衛生協議会」招集 断種法本格始動 ※25 11.民族衛生研究会設立	北京大学北京医学院長 民族衛生協議会委員となるが 4 月欠席
1939	2.「民族優生保護法案に関連して」掲載紙不明：「優生保護法(断種法)」「断種法の如きは…決して好ましいものではありません」「断種を必要とするような精神薄弱者や精神病者、その他悪質遺伝病者などをも治せるほどの今後の医術の進歩こそ願わしいこと」 4.「今議会と婦人」『全人』：「『民族優生保護法(断種法)』」「何れにしても問題の多い断種法」 ※26		3.民族優生保護法案、衆議院通過。貴族院送付。審議未了	7.家系調査 ※27	
1940			3.第 75 議会で政府案として「国民優生法案」提出し、可決成立 5.1 国民優生法公布 5.優生結婚相談所		
1941		(1944.8.5 死去)	2.国民優生連盟	7.1 国民優生法施行	1942.7. 永井、三女急逝 ※28
1945			(1945.1.4 死去)		
1946					
1947					引き上げ帰国
1948				6.優生保護法成立 7.公布 9.施行	『民族の運命』(民族衛生叢書第一巻) ※29
1949				6.優生保護法改正 経済条項	1952 日本性学会設立、会長に
1977	(C) (1971.5.24 死去)				(1957.5.17 死去)
1983	(D)(A)に断種を加筆したもの				

平塚らいてう	荒川五郎	その他	年
		7.小泉丹「優生学と現代」『中央公論』独の強制断種法紹介 11.竹内茂代「人類の向上のために行ふ断種とはなにか」『婦女新聞』「簡単な手術に拠って日本民族の向上進歩を図らうといふ断種が一日も速く制度化する様祈らずには居られません」	1934
		2.古屋芳雄「断種法とその民族生物学的背景」『改造』断種法について「内務省で委員の手に銜衡されつゝあるが、恐らく近き将来の議会で提出されるゝに到るであらう」 4.安田徳太郎「断種法への批判」『中央公論』	1935
		10.金子準二「強制的断種法の制定反対」『社会事業研究』※35	1936
		2.政府、母子保護法案を第70議会で提出、成立 3.公布。(1938.1.施行)	1937
		4.国家総動員法公布 5.施行 5.厚生省の創設 7.『精神衛生』「断種問題に関する理事懇談会」金子準二：「他に精神病者に子供を生まさぬやうにする方法は幾らでもある」 7.菊地甚一『断種問題小論』：精神病は、まず療病処置が考慮されるべき	1938
11.「優生座談会」『婦人運動』2~3頁 厚生省予防局長の高野六郎が「断種法も悪質遺伝をなくするためぜひ必要」と水をむけても、平塚は「性病者は結婚してならないといふ法律」を作ろうと新婦人協会で運動したが、「今でもそれだけは必要だ」と、性病者の結婚制限のみを主張し、断種法には言及しない。 (出席者：奥むめお、田中孝子、赤松常子、木内きやう、東京職業紹介所長糸井譲治、人口問題研究所企画部長北岡寿逸)		4.成田勝郎「断種論」葬送譜『脳』：命をあらかじめ断つ断種は生命のための医学ではなくて死学、殺学である、国策要求からの断種論議は謝絶せよ 6.齋藤茂吉「断種法問題解決のため」『東京朝日新聞』 6.齋藤茂吉「断種その他」『東京日日新聞』：断種は民族衛生の「一つの方法」にすぎないのであって「唯一の方法」ではない	1939
		吉益脩夫『優生学の理論と実際』：断種の方法、各国の現行断種法、断種問題に対する論議の検討	1940
		青木延春『優生結婚と優生断種』	1941
			1945
			1946
春、疎開先より帰京			1947
			1948
4.「民族の未来のために」『女性改造』：「性病者の結婚制限法案…今こそ制定の必要」※36			1949
			1977
			1983

資料Ⅱ－２：Ⅱ－１年表の説明ための【註】

年表では、平塚が断種法要求の構想を抱き、加筆にまで至る経緯を見るための、情報網・人的繋がりを示した。「結婚制限関連」と「断種関連」とに左右頁で分割されるが、共に平塚が機軸になる。

年表の二重線は年月が離れているために引いたが、同時に運動や言語体系の区切りにもなる。その他の欄では関連発言や事例を示す。年表中の『民』は雑誌『民族衛生』の略記。註で記した文献名も紙幅の関係で出版社などを一部略す。

※ 1 荒川五郎 (1865.6.17~1944.8.5) : 安芸 (広島県) に生まれる。衆議院議員。広島県師範学校高等師範科卒業後、7年間小学校訓導。1890年上京し、1892年日本大学法律科卒業後、同校事務長兼教務主任。1899年帰郷後、『中国新聞』主筆。1904年第9回衆議院議員選挙で初当選し、第19回まで当選10回 (但し第16回は落選)。1914年第二次大隈内閣で逋信省副参政官。第42議会提出の新婦人協会請願の趣旨説明を紹介議員富田の代理で行う。第43、第44議会へ提出の同会請願の紹介議員。同会広島県福山支部第二種賛助会員。1925年『憲政公論』に日本大学附属中学校長、広島家政女学校長とある。1926年『芸備之友』「荒川五郎自序伝」に日本医科医学専門学校顧問、日本医学専門学校評議員、東京医学専門学校評議員とある。第64議会に提出の少年教護法成立。第65、第67、第70議会に民族優生保護法案提出。1937年4月第20回総選挙で落選。全国私立学校協会理事長、日本大学理事、憲政会政務調査会長などを歴任。妻マツ (1876年生) [衆議院・参議院編『議会制度百年史』衆議院議員名鑑 (大蔵省印刷局、1990年) 26頁] [上記「自序伝」] [『大正人名辞典Ⅲ・上』日本図書センター (1994年) (ア)之部54頁]

※ 2 八木逸郎 (1863.9~1945.1.4) : 大和 (奈良県) に生まれる。衆議院議員。1882年医科大学別課卒業。東京帝国大学医科大学附属第一医院副手。1900年ドイツ留学。ロストック大学に学び、1902年医学博士の学位を受く。1903年帰国後は医業に従事。奈良市会議員、奈良県会議員、市及び県医師会長。1908年第10回衆議院議員選挙で初当選し、第20回まで当選10回 (但し第12回は落選)。第67、第70、第73、第74議会に民族優生保護法案提出。政友本

党総務、立憲民政党総務。妻なつ（1874年生）〔衆議院・参議院編『議会制度百年史衆議院議員名鑑』（大蔵省印刷局、1990年）661頁〕〔『大正人名辞典Ⅲ・下』日本図書センター(1994年)(ヤ)之部 1頁〕

- ※3 大澤謙二（1852.7.3~1927.1.10）：三河（愛知県）に生まれる。東京帝国大学医科大学教授。医科大学長。貴族院議員。旧姓大林、藩医大澤玄龍の嗣子。1867年江戸に出、医学所に入所。1870年、文部省の第1回海外留学生として渡独。1874年帰国し、東京医学校講師。1878年私費で再びドイツ留学、ストラスブルグ大学で生理学専攻し、医学博士の学位を受け、1882年帰国。東京大学医学部初の日本人教授となり、日本の生理学の基礎を築く。1891年東京帝国大学医科大学長。貴族院議員に勅撰。1901年日本女子大学校開校時の教授として、家政学部で生理学を1921年まで講じる。1915年東京帝国大学を退官、名誉教授。学士院会員。〔日本女子大学編『日本女子大学学園事典』（2001年）85頁〕〔『明治人名辞典Ⅲ・上』日本図書センター（1994年）を之部 145頁〕
- ※4 『新真婦人』（1914.3）23頁：人種改善学の知識実行のために着手しかけていることとして「去勢のことで、常習犯の者とか、精神病者とか、其他其の者の遺伝を絶滅するの要ある者に対し、誘卵管とか、誘精管とかを切ることの実行である。—中略—米国のインデヤナや、カリフォルニアなどでは法律で定めて、既に之れを実行して居る。—中略—コウ云ふことは法律でやらずと云ふよりは知識を普及して自然に行はれる様にする方が面白いと思ふ」と、この1914年時点で、永井は「去勢」を使用し、法制化には躊躇。
- ※5 『人性』11巻9号(1916)313~4頁：「悪性遺伝物質の艾除を完全に為し遂げんが為に、単に結婚の関渉を以て足れりとせず、進みて外科手術を施して悪質者をして生殖不能たらしむることを実行したのも亦、実に亜米利加合衆国を以て嚆矢とする。—中略—一九〇七年三月九日を以てインヂアナ州に於て、一の州令が発布さるゝに至った。夫れによると犯罪性質白痴痴愚等に在りては、遺伝は重大なる関係を有する者であるから、……若し精神状態の回復が到底覚束ない者と断定されたならば、男子に於てはVasectomie即輸精管切断法を施こし、女子には輸卵管切断法Oophorcetemieを行うべしと云ってある」

とアメリカの手術を紹介し、参考のためにと「コン子クチカット (原文のマ: ※6のコンネクチカット州のことか 傍註筆者) 州に於ける之に関する法令」として、「生殖防止ノ手術ニ関スル法律」を挙げて、「新大陸に於ては悪種艾除の方面に実行を急ぎつゝあるのであって、其結果の如何は今後吾人の大に瞩目すべき」とし、「欧米諸国に於ける此新科学の勃興と其運用とを想」っている。なおこの「人種改善学の理論」は11巻5,6,7,9号と4回連載。

- ※6 永井潜『人性論』実業之日本社(1916.7) 336頁:「亜米利加に於ける消極的人種改善の実行」として、「今や実行の時期に入ったものとなして、着々其の遂行に全力を注いで居る。即ち一九〇七年には、合衆国インディアナ州が率先して、一の法令を出し、次で一九〇九年には、コンネクチカット州も之に和し、其他の諸州も、漸次之に習ひ、重罪犯人、常習犯人、白痴、痴愚の者には、男子では、輸精管切断法(ワゼクトミー)を行ひ、女子では、輸卵管切断法(オーフホロトミー)を施して、受胎不能に陥らしむる」と、「断種」を使用していない。
- ※7-1『女性同盟』2号(1920.11) 37頁:「欧米諸国では善種学の研究の進捗とその応用法の発達に伴ひ、人種改良策として隔離法、絶産法など種々な方法が行はれて居りますが、……参考のため左に米国諸州、独逸、ノルウエー、メキシコ等の花柳病者の結婚に関する現行法令を載録いたします」とあり、法令を例示してあるが、この時すでに「生殖防止ノ手術ニ関スル法律」が制定されていたインディアナ、コネチカット、ニューヨークの各州のこの法に平塚は触れてはいない。また、「絶産法」という語については言及していない。
- ※7-2『女性同盟』創刊号(1920.10) 34頁:新婦人協会が提出した「花柳病男子結婚制限法制定に関する請願」の請願第二分科会での審議(2.23)中、潮政府委員(内務省衛生局長)の答弁「花柳病の予防に付きましては、政府は先年来特に保健衛生調査会を設け……調査の歩を進めて居る—中略—亜米利加あたりでは法律を制定して結婚を禁止すると云ふ御話もありましたが、是は単に花柳病のみならず、精神病者或は重罪犯罪者と云ふやうな者に対して、結婚禁止の法を設けてありますし、或は減種法に依つて法律を設けて居るものもあります—中略—斯う云ふ事は実行上に於て余程研究を要するのでありま

す」と、この時点では「減種法」が使用されている。

※8-1 青木延春『優生結婚と優生断種』龍吟社(1941.11) 74~75頁：「我国に於いて民族衛生方策、殊に断種法制定の問題が真剣に論ぜられるに到ったのは余り古い事ではない。—中略—我国に於いて最初にこの問題が正式に論ぜられたのは大正十年六月に内務省の保健衛生調査会が民族衛生を取り上げた事に初まったと見て良い。この調査会は昭和五年三月以来特別委員会を設けて各種の具体的方策、就中断種法について慎重に調査研究を続けて今日に到って居る」と、青木は1920年代から慎重な調査研究を行ったとしている。これをもって断種法制定の論議が始まったと言えるのかは検討の余地があるものの、『保健衛生調査会第六回報告書』〔(1922年) 23~24頁〕によると、1921(大正10)年6月の総会に永井潜ら(矢作栄蔵、栗本庸勝、三宅秀、林春雄、北島多一、唐沢光徳)が提出した「民族衛生に関する建議」が全会一致で可決されている。この建議は「民族衛生に関する調査の必要」なのはいうまでもないことで、「現下の趨勢は之が解決を希望するは切なり」「当局は速に本問題の調査に関し適当の処置を講ずる事を望むというものであり、「民族衛生」が正式に公で論議された年であったとは言える。

※8-2 大原社会問題研究所編『日本社会衛生年鑑』(大正11年版 1922.12刊)：この「大正11年版」に初めて民族衛生の項目が「第一章 民族衛生」として独立の章になったことも、「大正十年」という年を起点としたい永井らの系譜の証左にあげられよう。

※9 『57-58帝国議会 衆議院 上奏 建議 決議 動議 質問 1929-1930』に「昭和五年五月一日提出 建議第二八号」とある。この建議の内容は「病弱者及低脳者の増加は之を防止せざるべからず政府は速に結婚制限に関する法律を制定すべし」というもので、その理由書には花柳病は結婚により夫婦間に伝染し、精神病者、酒精中毒者の子孫は精神的欠陥を有し、結核、癩病患者は子孫に伝播するので、これらの患者に対し、「優生学の命ずる所に依り」結婚以前に「必要なる外科手術を受けしめ子孫繁殖の途を断つを必要とす」とあり、「子孫繁殖の途を断つ」法の制定を要求。また、この建議案の32名の賛成者の中には、荒川五郎と八木逸郎がいる。但し、議題とならずに

終わる。

中馬興丸〔ちゅうま おきまる〕(1871.2~1936.3.14)：兵庫県生まれ。衆議院議員。旧姓天崎、養父中馬讓吉。1898年東京帝国大学医学部卒業。陸軍一等軍医、尼崎市医師会長、琴浦育児院長、尼崎訓盲院長、尼崎市中馬病院長。1920年第14回衆議院議員選挙で初当選し、第15,17と当選3回。第44議会提出の新婦人協会請願の紹介議員。〔衆議院・参議院編『議会制度百年史衆議院議員名鑑』(大蔵省印刷局1990) 405頁〕

- ※10 『保健衛生調査会第14回報告書』(1930.4) 10~11頁：1930年3月8日、内務省会議室で開かれた総会で、民族衛生に関する特別委員会設置の件として北島多一が提案し、栗本庸勝、永井潜、赤木朝治の賛成を得て決議。
- ※11 1930年夏頃、民族衛生学会創立のための最初の相談。出席者は永井の他に、古屋芳雄、八木秀一と芦田均。永井から民族衛生学会創立の相談を最初に受けた者の一人だという古屋は、「あの時どういうわけか芦田均さんが来て」いたと述べている〔「永井潜先生を偲ぶ」『日本医事新報』1792号(1958.8) 26頁〕。当時外務省の課長であった芦田に、優生学団体国際連盟への加入を視野に入れた外国との接触や情報収集を望む永井が声をかけたのであろう。芦田は1912年東京帝国大学を卒業後外務省に入り、1932年衆議院議員に初当選、戦後厚生大臣時代に、「民族復興の問題」として、優生思想による「文化国家、健康国家を建設しなければならない」と述べ〔「新時代の厚生行政」『日本医事新報』1175号(1946.1) 2頁〕、1948年6月優生保護法成立時には内閣総理大臣であった。
- ※12 『保健衛生調査会第16回報告書』(1932.4) 14~17頁：民族衛生に関する特別委員会第4回会議で永井は、外国の滅種法(Sterilization)の現況、滅種の身体並精神両方面に及ぼす影響、滅種を必要とする社会上の理由、滅種に対する非難等について話す。
- ※13 前掲報告書 17~18頁：特別委員会第6回会議で永井ら出席のもと、三宅秀が「断種法と精神病学との関係」など精神病の遺伝に関し講話。
- ※14 『民族衛生』第1巻4号(1931.10) 493~495頁：1931年10月11日に開催された日本民族衛生学会第1回学術大会(来会者約300名中数十名は大学生及女子

大学生)で、永井は「断種法の過去及び現在」と題して特別講演。「劣種の繁殖」を軽減する手段のうち「断種法Sterilizationが最も優越せる方法」であるとして、「民族の将来に適切なる該法案の制定の一日も速かならんこと望む」と、一日も早い断種法制定を主張。

- ※15 「正しき結婚によりて後世子孫の素質の向上と純潔なる社会の実現に寄与する」ための「最大緊急事項の一たる結婚相談所」の準備が進められ〔『民族衛生』2巻5号（1933.4）540頁〕、1933年6月20日、日本橋白木屋デパート6階に日本民族衛生学会附属優生結婚相談所を開設。都下の主要新聞、雑誌社に開設を披露し、記念講演会など開催して宣伝。会の趣旨は、「幸福な家庭と優良な子孫を造って、国家の隆昌と、人性の向上」のため〔『民族衛生』2巻6号（1933.7）628頁〕。相談事項は11項目で、「結婚、育児等に関して、優生学、医学の見地から適切な相談と補導」を目的。相談料は1件3円で、文書によるものは1円。担当者は、斉藤茂三郎、吉益脩夫、竹内茂代ら11名。顧問は三宅鑛一、永井潜、遠山郁三、徳川義親で、賛助員は市川源三、吉岡弥生、山脇房子、三輪田元道、宮田脩ら10名で構成。

池見猛「優生結婚相談所一ヶ年報告」〔『民族衛生』4巻3, 4号（1935.7）301~313頁〕によれば、相談に訪れた相談者の内訳と内容は下表のようになっている。

取り扱い件数	116
来所の男女別	女性—37 男性—88
職業別	教員 8 商業 23 農業 8 官吏 9 学生 4 勤人 3 会社員 19 薬剤師 3 銀行員 2 助産婦 1 無職 44
学歴	小学校 16 中学校 28 学生 2 専門学校・大学 15 不明 65（大半は小学校卒業とみなし得る）
住所別	東京 95 埼玉 8 神奈川 6 千葉 1 福島 静岡 1 佐賀 1 長崎 2 岡山 2 栃木 1 茨城 2 三重 1 山形 1 徳島 1 北海道 1 朝鮮 1
相談事項	総数 129 性病 25 血族結婚 30 健康診断 39 結婚衛生について 5 婦人科 1 遺伝病 25 癩病 2 結婚証明書 3 一般遺伝について 6
遺伝を中心とした一般相談	総数 64 結核関係 14 精神病遺伝 9 低脳 2 神経質 6 癩癩 2 癩病 3 萎縮腎遺伝 1 鼻型の遺伝 1 頭型の遺伝 1

	肥厚性鼻炎 1 変人 2 中風遺伝 4 近視遺伝 1 難聴遺伝 1 先天性心臓病 1 産児調節 1 斜視、癌、嚔唾自殺 各 1 顔不成型の遺伝 長顔同士の結婚可否、断種の件 1
--	---

来所の男女別人数125名は、娘が父あるいは母、または父母を同伴の場合もあったが、来所の数は男性が非常に多いとある。相談者の職業別合計数は124件、学歴別合計数126件、住所別合計数126件、相談事項数129件である。相談の取り扱い件数116件も含め、総数がいずれも一致しないのは、相談者が自己のプライバシーを護るため、明らかにしない場合があったり、相談事項数が複雑に及ぶ場合もあったためと思われる。

相談事項の諸例も126件掲載され、注目するのは「断種希望者の二、三の例」である。

(1) 25歳の女子、本人が「不具者」。家系歴が31名中「癲癩」「中風」「脊髓変形症」「奇形」「結核」「骨膜炎」「白痴」がいる。父母が血族結婚で、本人も血族結婚を希望。遺伝学的に非常に悪いので断種をしたい。(2) 6人家族で夫は数年前に逝去。女学校の教師をしながら5人の子どもを育て、うち4人が女子。数年前長男が精神病を発病して以来、親戚や近所から侮蔑され、娘の結婚にまで影響。「私と同一の家系人で断種をして人生を送りたいと言ふ人」がいたら娘の結婚相手に世話してほしいというもの。2つの事例は、「遺伝学的にみて非常に悪い」家系ではあるが、結婚を可能にする「断種」によって「人生」に光明を見出せると考えていることが分かる。

- ※16 『大阪朝日新聞』(1933.10.14)「悪質を絶って 大和民族の誇りを益々高む ナチスの向ふを張って 来議会議に“断種法”を出す」：これは、大見出し、五段抜き、永井の写真入という大きな記事である。日本民族衛生学会が「『断種法建議案』の草案を起草中で来議会議に提出する予定」とある。「ナチスの向ふを張って」とか「ナチス」を文中の小見出しに使い、この年7月に制定されたナチ断種法を詳しく紹介しており、これを大いに意識したものであるという印象を与える。理事長永井の談話「来議会議には学会の建議案として提出するつもりです、内務省の方でもそれまでにまとまれば、官民合同でやれるわけですが……。ナチスのこの法律は……よくできてゐる、一中略一荒川代

議士には話してありますが、……根気よくやらねばならぬ仕事です」とあるが、ここで来議会は1933年12月からの第65議会を指す。荒川は民族優生保護法案をここで初めて提出するが、これは荒川独自のものであって、日本民族衛生学会の断種法建議案が第65議会に提出された形跡はない。永井の談話入りのこの記事の大きな取り扱い方から見て、永井自身は提出する意欲満々であっただろうが、前述の永井の「官民合同でやれる」との判断と、※18の八木の動きで、結局は提出を断念したのであろう。なお、この新聞記事の見出しのみ変更して、そのままの記事が、『優生学』117号(1933.11)2頁に「民族の血を科学的に浄化せんと 断種法建議案 今議会にいよいよ提出」として転載されている。

※17-1第65議会1934年2月22日衆議院第一読会での荒川の提案理由説明：「民族の悪種遺伝を防止して、民族血統の浄化、国民性格の優秀化を図り、是が健全なる発達を助長し、以て雄偉剛健なる国民を長養し確立したいと多年熱心研究の結果、此案を提出」

1934年3月6日衆議院「健康保険法中改正法律案外一件委員会」第8回での説明：「特に保性断種法と致したのであります。此語が適當であるか否か、……我国には一向参考とすべきものがありませぬ、内務省には此事に関する調査会の設けはあるそうであり、又民族衛生学会をやって居られる永井潜博士等の如き、民族衛生学上から此断種法や、結婚のこと等に付いて、熱心に研究して居らるるとのことであります、私は是等参考材料を得ませぬので、此保性断種法の名称も、私が付けました」と、自身の独自性を強調し、10年余の研究の成果というが、新婦人協会の請願との関係については全く触れていない。

※17-2平塚らいてう「本議会に何を期待するか」(1934.1.24.)掲載紙不明 (『平塚らいてう著作集』第5巻 1984年 367~369頁)：一方、平塚も、初の民族優生保護法案提出の「第65議会に何を望むかと問われて、まず気づいたことは、いつの間にか議会というものにほとんど何の期待ももたなくなっていた」というもので、予算案、特に国防費の激増に言及しているが、この法案には全く触れていない。前年暮れには永井が断種法準備中と報じられ、この

年荒川の単独法案が出されたが、平塚はこの両方ともに関心をもっていないと思われる。

- ※18 『民族衛生』第3巻4-5号(1934.6)「雑報」89頁「断種法協議会」：「本会では予て断種法案制定小委員会を組織して、其研究を進め、成案を得たので、代議士八木逸郎氏の賛助を求めて、昨年の議会に提出せんとしたのであったが、八木代議士の適切な注意もあり、先づ政府当局と協議を遂げ、政府案として提出する方が、該法案の実施を実現する上に有利なことで五月三十日に同代議士が主人役となられて、芝区晚翠軒に協議会を開催せられ、内務省よりは大島衛生局長外四課長の出席あり、本会よりは、永井・加用・吉益三氏が列座し、極めて遠慮ない打ち解けた会合が行はれた」とあり、法案が準備できていたにもかかわらず、第65議会に提出しなかった経緯がわかる。
- ※19 1935年2月21日衆議院第一読会、2月28日衆議院「衛生組合法案外4件委員会」第4回荒川による説明：「私は此問題を研究致しますと云うことは、もう二十年になる」「我国には民族衛生学会もありますが、其処等で以て御研究になって居ると云うことでありますが、其の案を聴きたいと言いましたが、一向其の案を見せて貰はれぬ、又其の他の方面からも実は一つも材料を得ない、是は単独に私が浅薄な知識を以て提案したというが、法案は荒川・池田・八木・青木4名で提出。青木亮寛はこの委員会に理事として出席し、「是は殆んど……断種であります、遺传的悪病を予防するべき断種法であります」と言い、精神病は「確かに遺伝であると云ふことを確実に認めなければ断種は行はれ得ない」と遺伝に基づく断種法であることを強調。八木、青木の参加は次回への布石か。
- ※20 『婦人之友』(1935.6) 84~89頁 「永井博士との一問一答 優生学的に見た結婚と遺伝」：1935年5月2日、東京帝大医学部生理学教室に於ける、永井と羽仁説子の一問一答。羽仁の遺伝とか優生学について「はっきりした理解も自覚もないのが、現状」に対し、遺伝として一番恐るべき疾病は精神病とし、精神薄弱、結核、癌、梅毒、など遺伝の可否を説明。白木屋デパートの結婚相談所開設を紹介。また、永井は「悪質遺伝を断やすといふ意味から、年来断種法の実施を唱へ」、「社会及び民族の将来を保護するために、家庭の負担

は重くなり、又生れる子供には闇い運命を負はせることを考へると」、「優生学上断種法の制定を待望して止まない」という。ついで、「各人の優生学的自覚によって、よき子孫の繁殖に責任を感じるやうにしたい」と、女性に対して啓蒙を図ろうとしている。

※21 『優生』1巻1号（1936.3）26頁：日本優生結婚普及会は、優生結婚相談所の優生結婚指導の第二段階として発足。会長は永井、副会長に竹内茂代と永井花江（永井の妻）、顧問、幹事等も女性で組織。目的は「一般人の結婚衛生思想の向上を計らんがため」。1936年3月、機関紙『優生』を創刊。

※22 『優生学』144号（1936.2）24頁 雑報欄：「断種法案愈よ議会へ」として、『断種法』の法制化については従来内務省をはじめ学者間に種々の反対があり具体化は困難とされてゐたが、日本民族衛生学会（77）ではこれ等反対論を斥けて愈々今議会に貴衆両院に提出することになった」と、「断種法案」を掲載。しかしながら、「今議会」が第69議회를指すのなら、この法案が提出された形跡はない。〔第68議会（通常）：1935.12.24～1936.1.21解散、第69議会（特別）：1936.5.1～5.26〕

日本民族衛生協会の「断種法案」掲載の『社会事業研究』24巻10号（1936.10）46頁に「東京地方裁判所正木判事の手により二ヶ年を費して作成されたその法案（五十七頁参照）は、過ぐる第69議会に、衆議院に於ては八木・荒川両代議士によって、貴族院に於ては松村氏らの肝煎りで議員提出の法案として夫々提出された」とし、最後に「（結果審議未了）」とある。協会の「断種法案」としては、管見の限り、これら1936年のもののみなので、第67議会（1935.2）に荒川、八木ら4人によって提出されたものとの混同とは考えられない。

※23 『読売新聞』（1936.12.12）「悪血の泉を断って護る民族の花園 研究三年各国の長をとった『断種法』愈よ議会へ」：協会の断種法草案起草の経緯と草案の全文、永井の写真と談話が掲載。これが八木、荒川両議員により第70議会に提出される。

※24 吉益脩夫『優生学の理論と実際』南江堂（1940.9）217頁：民族衛生学会が断種法草案を起草することになり、1934年1月頃に3、4人の出席で、第1回会合

を永井教授室で持ち、その後継続して幾度か仮草案が作られた、とある。断種法は政府案でなければ成立困難として、1934年5月の断種法協議会で協議。しかし、民族衛生協会では、たとえ通過しなくても議会に出して社会の関心を高めたいとして、「八木、荒川両氏と懇談の上協会に於て起草した草案を多少修正し、両議員協同にて愈々昭和十二年三月の第七十議会に民族優生保護法案として提出することになったが、議題となるに至らなかった」という経緯。

なお上掲書 168頁には、ドイツの「遺伝病子孫防止法」が全文掲載されており、「不妊ならしむる（断種する）」とあり、「不妊ならしむる」というドイツ語を「断種する」と翻訳している。

- ※25 『精神衛生』第13号（1938.12）29頁：断種法制定の可否を当面の議題とする厚生省の民族衛生協議会は、1938年4月21日に第1回会議を開き法案の名称、法案の目的、対象について協議し、6月18日の第2回協議では、断種手術・断種施行形式・判定機関・断種手術施行者・手術費用の負担、法制定後の影響及其の対策等について討議、とあり、断種法制定に向けて本格的な動きに入っていることがわかる。
- ※26 資料 I-1 の「加筆構想を持つに至る時期の推定」を参照
- ※27 『読売新聞』（1940.2.28）「宿命の家系三千 “優生法”の議会再上程を控へて 厚生省の調査完成」：1939年7月から厚生省実施の家系調査結果が発表されたことで、記事が掲載。「『優生法』の制定理由である“精神病は遺伝する”を科学的に証明しようとかねて厚生省で実施中だった全国精神病患者家系調査が完成」として、罹病率を載せて「恐るべき結果」と人々の恐怖心を煽っている。同様の記事は『朝日新聞』1940.2.28 「可哀想な子 如実に示す恐るべき遺伝性 精神病の家系調査」にもある。
- ※28 永井の三女多寿子は喘息性狭心症のため、1942年7月に21歳で急逝。多寿子は4歳の頃から喘息の発作に苦しみ、「性来多病」で、疫痢、盲腸炎などの「様々な大患」にかかった〔永井潜編『ガーベラの花』昭文堂、非売品（1943.11）4頁〕。これは優生結婚や断種法制定運動に邁進する永井の使命感をかき立てていた可能性がある。

- ※29 『民族の運命』村松書店（1948.3）1～6頁「民族衛生叢書刊行の辞」：「戦争といふ最も露骨な逆淘汰によって、今次我邦が蒙った劇甚なる痛手を癒し平和と文化に輝く国家再建の長計を樹立するためには、どうしても、民族衛生がその根基とならねばならぬことを痛感」
- ※30 大澤謙二『社会的衛生 体質改良論』東京開成館（1904.10）：「交接を禁ずべき疾病……結核、癩病、梅毒、淋病」「花柳病者の結婚を禁ずべし」「伝染性生殖器病患者は交接厳禁、犯す者は厳罰に処す、損害を賠償せよ」日本女子大学校家政学部教授でもあった大澤に平塚は生理学を習う。平塚の在学は1903～1906年であり、この本は1904年刊なので、教科書として使用された可能性は高い。つまり平塚はかなり早い時期に、花柳病者の結婚禁止の情報を知っていたことになる。なお永井は大澤の東京帝国大学生理学教室の助手であり、この時期から平塚と何らかの接点をもっていた可能性も否定できない。ただし、永井は1903～1906年にはドイツ留学中。
- ※31 第42、第43議会提出の「花柳病男子の結婚制限に関する請願」で、「現在花柳病に罹れる男子は結婚することを得ず」というストレートな条文で始まり、結婚制限を花柳病男子に限定。花柳病の媒介者となる売春婦は男性支配の社会が生み出す犠牲者で、売春は家庭内では女性に貞節を強要しながら、外では性的放縦に流れる男性の二重道徳そのものであると弾劾。性道徳のダブルスタンダードの是正実現と、女性のイニシアティブによる「性と生殖の自己決定」こそが、「女性としての立場からの社会改造」を行う花柳病男子結婚制限法制定運動の趣旨であった。よって「花柳病男子」の結婚制限でなければ意味がない。
- ※32 第44議会提出の「花柳病者に対する結婚制限並に離婚請求に関する請願」は、※31の請願が結婚禁止を花柳病のみ、男子のみに限ったことから、議会内外で非難を招き、やむなく「花柳病者」として、「男子」を削除するに至った妥協案である。条文も法律的に整理されたものになって、要求のストレートさは失われた。ただし、修正内容は標題ほどには変化はなく、「女子は其相手方たる男子より伝染性花柳病患者にあらざる旨の有資格医師の診断書の提示を請求せられたる場合はこれを拒むことを得ず」が新たに加えられ、女性

は求められた場合のみ診断書提示とあり、男性への禁止条項がなお主眼ではあった。しかし、※31で高らかに謳われたこの請願運動の本来の目的から鑑みれば、男子に限定されないとの運動戦略の変更は、フェミニズムが対象とする批判を曖昧にしてしまい、女性による「性と生殖の自己決定」の意義を損なう結果になった。いわゆる第一波フェミニズムの最初の敗退といえるのかもしれない。

- ※33 三宅驥一「遺伝と人種改良」『キング』(1926.12) 170~171頁：「一部の劣等なる人間に対する絶産は、人口問題や食糧問題と関連して……価値ある大切な問題である。優生学の原理を応用して、優秀なる家系の人を繁栄せしめ、劣悪性の人を制限する事は、人民の幸福の上にも、国家富強の上にも、緊急重大なる問題である」と、「絶産」を使用している。
- ※34 『精神衛生』第13号(1938.12) 31~34頁 雑報欄の〔海外雑報〕：「独逸国遺伝病防止法」として全条文が掲載されているが、「断種」ではなく、「生殖不能(滅種)」と最初にあり、最後まで「滅種」が使用されている。翻訳年は不明。※24の吉益『優生学の理論と実際』(1940)では、前述のように「断種」と翻訳されている。
- ※35 『社会事業研究』第24巻10号(1936.10)：この号は、断種法特集号のように、「断種法について」、「断種法と科学」とか「断種法制定に対する賛否」のハガキ回答等が掲載。この年に公表された日本民族衛生協会の断種法案への注目度の高さがうかがえる。
- 金子準二「強制的断種法の制定反対」：金子は任意断種には賛成で、純粋な断種反対論者とはいえないが、「優生学者の目的はこの任意断種の程度では達せられる筈はない」とし、「将来の医学には……癩病、結核、精神病も治すことが出来るとの希望があつて、断種法は無暗には歓迎出来ぬが医師の立場」としている。これは、平塚の「断種を必要とするような精神薄弱者や精神病、その他の悪質遺伝病者などをも治せるほどの今後の医術の進歩こそ願わしいこと」〔「民族優生保護法案に関連して」掲載紙不明(1939.2)〕に影響を与えた医学者の代表的な意見の一つと考えられる。
- ※36 「民族の未来のために」『女性改造』(1949.4)12頁：「今このかぎられた狭い国

土に、平和と文化の理想国として、たちあがろうとしているわたくしたちは、もっとも良質優秀な子供だけを少く生むことを考えるべきです。つまり、できるだけ能率的でなければならないのであり、「社会人として生存するに不適當な、悪質劣等な、非能率的な流れを、その水源においてせきとめることからはじめらるべき」で、「女性のひとりびとりが、その恋愛と結婚において、そういう子供を残さないことをまず決意すること」

資料Ⅲ 平塚自身による新婦人協会の位置づけの変化

平塚の新婦人協会の運動に関する言説を時系列に並べると、下記のようになる。文筆を生業としていた時期もあるためか、新婦人協会の位置づけも各時代の言語体系に見事なまでに即応する。

①～③は、1937年の母子保護法成立、1939年の民族優生保護法案衆議院通過、1940年の国民優生法公布の時期を反映して、花柳病男子結婚制限運動を「民族優生の立場」と「母性保護の立場」からの運動と位置づけている。④⑤は婦人参政権獲得後初の選挙の後であり、婦選運動に引き寄せた叙述で、治安警察法第五条の改正運動に焦点を絞っている。特に⑤は③と同じく新婦人協会創立記念に贈られた「美宗元の雷鳥」の掛け軸に関わる内容であるが、花柳病男子結婚制限運動は、このG. H. Q.の支援で組織された婦人民主クラブによる『婦人民主新聞』では全く触れられていない。しかし、⑥の方では、1948年優生保護法施行の翌年に当たるためなのか、「優生学的立法」の運動とし、参考用にと提出した法案の条文まで掲げている。⑦は高度経済成長政策下で「福祉国家への道」が示され、社会事業近代化言説が再燃・定着する時期で、小熊のいう「第二の戦後」の言語体系に合わせて「権利の言語」に置き換えている。優生思想は払拭されている。

- | | |
|---|--|
| ① 1939.8 初出不明
「結婚・家庭・子供」
（『著作集』第6巻より） | 大正時代、わたくしが・・・結婚の自由を制限するものとして、今日いうところの <u>民族優生の立場</u> と今一つには <u>母性保護の立場</u> から、 <u>悪質者（精神病者、精神薄弱者、伝染病者、大酒家等々）の結婚禁止</u> を唱えたり・・・ |
| ② 1939.11 『婦人運動』（17-1）
「優生座談会」
3頁 | <u>民族の純潔を保つために性病者は結婚してはならないといふ法律</u> を作りたいと思って、私は大正七、八年頃新婦人協会の仕事として議会運動もしたことが有ります |

- ③ 1940.6 『東京日日新聞』
「美宗元の雷鳥」
協会の事業は、・・・治安警察法第五条の改正と母性の保護と優生的の立場から性病の男子の結婚を禁止する法律の制定とこの二つの運動を取り上げる
- ④ 1948.10 『女性改造』
「わたくしの夢は実現したか」
3, 5頁
大正九年、女性みずからの手で、日本における最初の婦選運動が開始された。・・・中略・・・。大正八年、新婦人協会が治安警察法第五条の改正からはじめた参政権要求の運動は、他の多くの要求とともに、・・・
- ⑤ 1949.1 『婦人民主新聞』
「雷鳥の軸」
大正八年、新婦人協会創立の準備運動をしていた時・・・協会が治警法五条の改正にまず手をつけようとしている・・・
- ⑥ 1949.4 『女性改造』
「民族の未来のために」
9頁
わたくしは・・・大正八、九年ごろ、やはり優生学的立法として、性病者の結婚制限法の制定運動をおこし、・・・中略・・・。新婦人協会が旧議会に提出した性病者の結婚制限法案は、・・・今こそ制定の必要を認められると信じ、・・・
- ⑦ 1962.10 『文学散歩』
「鷗外先生について」
大正八年、婦人・母・子どもの権利をまもる運動をおこすため「新婦人協会」という婦人の組織づくりをはじめた・・・